

令和7年 第2回

# 甲佐町議会 6月定例会会議録

令和7年6月13日～令和7年6月17日

熊本県甲佐町議会

令和7年6月定例会会議録

熊本県甲佐町議会

## 令和7年第2回甲佐町議会（定例会）目次

### ○6月13日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
本会議に職務のために出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	1
開会・開議	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 議長の諸般の報告について	4
日程第4 常任委員の選任について	4
日程第5 議会運営委員の選任について	4
日程第6 政治倫理審査会の委員の選任について	5
日程第7 町長の提案理由の説明について	5
散会	6

### ○6月16日（第2号）

出席議員	7
欠席議員	7
本会議に職務のために出席した者の職氏名	7
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	7
開議	9
日程第1 一般質問	9
散会	59

### ○6月17日（第3号）

出席議員	60
欠席議員	60
本会議に職務のために出席した者の職氏名	60
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	60
開議	62
日程第1 報告第4号 令和6年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告 について	62
日程第2 報告第5号 令和6年度甲佐町水道事業会計予算繰越計算書の報告に ついて	68
日程第3 議案第32号 甲佐町行政手続における特定の個人を識別するための番	

		号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する 条例の一部を改正する条例の制定について……………	69
日程第4	議案第33号	工事請負契約の締結について……………	73
日程第5	議案第34号	財産の無償譲渡について……………	75
日程第6	議案第35号	令和7年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）……………	79
日程第7	議案第36号	令和7年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算 （第1号）……………	88
日程第8	議案第37号	令和7年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算 （第1号）……………	89
日程第9	議員派遣について……………		91
日程第10	各委員会からの閉会中の継続審査の申し出について……………		91
閉会……………			92

6月13日（金曜日）

令和7年第2回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第1号）

- 1. 招集年月日 令和7年6月13日
- 1. 招集の場所 甲佐町議会議場
- 1. 開会・開議 6月13日 午前10時00分 議長宣告
- 1. 散会 6月13日 午前10時13分 議長宣告

1. 出席議員

- |          |         |          |
|----------|---------|----------|
| 1番 甲斐良二  | 2番 田中孝義 | 3番 鳴瀬美善  |
| 4番 森田精子  | 5番 佐野安春 | 6番 荒田博   |
| 7番 宮本修治  | 8番 福田謙二 | 9番 井芹しま子 |
| 10番 宮川安明 | 11番 本田新 |          |

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北野太 議会事務局書記 後藤理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	甲斐高士	副町長	三輪孝之
会計管理者	渡邊友美	総務課長	荒田慎一
地域振興課長	羽柀田直美	くらし安全推進室長	山下玄介
税務課長	松野洋幸	環境衛生課長	田上和広
健康推進課長	宮崎貴美代	住民生活課長兼町民センター所長	奥名雄吉
福祉課長	高原貞典	農政課長	上古閑一徳
建設課長	白石亨	会計課長	渡邊友美
企画政策係長	本田幸嗣	広報電算係長	中村聡健
教育長	蔵田勇治	学校教育課長	井上幸介
社会教育課長	内田健司	農業委員会事務局長	上古閑一徳
選挙管理委員会書記長	荒田慎一		

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

3番 鳴瀬美善                      4番 森田精子

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議長の諸般の報告について
- 日程第4 常任委員の選任について
- 日程第5 議会運営委員の選任について
- 日程第6 政治倫理審査会の委員の選任について
- 日程第7 町長の提案理由の説明について

## 1. 議事の経過

開会・開議 午前10時00分

---

○議長（宮本修治君） おはようございます。

ただいまから、令和7年第2回甲佐町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので朗読を省略いたします。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（宮本修治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、3番、鳴瀬美善議員、4番、森田精子議員を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定について

○議長（宮本修治君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件は、議会運営委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。

6番、荒田議会運営委員長。

○議会運営委員長（荒田 博君） おはようございます。

議会運営委員会からご報告いたします。

さきの定例会において付託を受けておりました令和7年第2回定例会の会期及び日程について、議会運営委員会より報告いたします。

去る6月2日に議会運営委員会を開催し、執行部から町長、副町長、総務課長、行政係長、財政係長の出席を求め、議長を交じえ、執行部からの提出案件及び一般質問、その他の案件を勘案し、会期を本日6月13日から17日までの5日間と決定いたしました。

本日は、会議録署名議員の指名、会期の決定、議長の諸般の報告、委員の選任、町長の提案理由の説明、14日及び15日は議案調査のため休会、16日は一般質問、17日は報告案件、条例案件、工事請負契約の締結案件、財産の無償譲渡案件、令和7年度甲佐町一般会計及び特別会計補正予算、その他議会提出案件についての審議、以上のとおり議会運営委員会では決定いたしましたので、賢明なる議員各位におかれましては、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（宮本修治君） 会期の日程については、ただいまの荒田委員長の報告のとおり決定したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、ただいまの荒田委員長の報告のとおり、本日6月13日から17日までの5日間と決定いたしました。

報告第4号、令和6年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第

5号、令和6年度甲佐町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、議案第32号、甲佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第33号、工事請負契約の締結について、議案第34号、財産の無償譲渡について、議案第35号、令和7年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）、議案第36号、令和7年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第37号、令和7年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、その他議会提出案件を一括上程いたします。

---

### 日程第3 議長の諸般の報告について

○議長（宮本修治君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告及び議員派遣の報告については、お手元に配付のとおりですので朗読を省略いたします。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

---

### 日程第4 常任委員の選任について

○議長（宮本修治君） 日程第4、常任委員の選任についてを議題とします。

常任委員の任期は、甲佐町議会委員会条例第3条の規定により2年となっており、選任の必要が生じています。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、総務文教常任委員に鳴瀬美善議員、本田新議員、井芹しま子議員、福田謙二議員、宮本修治議員、森田精子議員の以上6名を、産業厚生常任委員に宮川安明議員、荒田博議員、佐野安春議員、田中孝義議員、甲斐良二議員、以上の5名を指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。よって、常任委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定いたしました。

---

### 日程第5 議会運営委員の選任について

○議長（宮本修治君） 日程第5、議会運営委員の選任についてを議題とします。

議会運営委員の任期は、甲佐町議会委員会条例第3条の2第3項の規定により2年となっており、その任期が到来しております。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、荒田博議員、本田新議員、宮川安明議員、鳴瀬美善議員、以上4名を指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定いたしました。

---

#### 日程第6 政治倫理審査会の委員の選任について

○議長（宮本修治君） 日程第6、政治倫理審査会の委員の選任についてを議題とします。  
政治倫理審査会の委員の任期は、甲佐町議会議員政治倫理要綱第11条第2項の規定により2年となっており、選任の必要が生じています。

お諮りします。

政治倫理審査会の委員の選任については、甲佐町議会議員政治倫理要綱第11条第1項の規定により、政治倫理審査会の委員に佐野安春議員、福田謙二議員、井芹しま子議員、荒田博議員、森田精子議員、鳴瀬美善議員、以上の6名を指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。よって、政治倫理審査会の委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定いたしました。

---

#### 日程第7 町長の提案理由の説明について

○議長（宮本修治君） 日程第7、町長の提案理由の説明を求めます。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは、おはようございます。

本日は、令和7年第2回甲佐町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中にご参集いただきまして、誠にありがとうございました。

さて、九州北部の梅雨入りは例年より4日遅い6月8日に梅雨入りしたと発表があり、これからが梅雨本番の季節となります。本町におきましても、線状降水帯による集中豪雨など、気象庁などからの情報により早めに予見し、土砂災害や内水氾濫などに対する避難誘導や施設等の被害予防対策など、消防団をはじめ関係機関や団体、企業などとの連携を図りつつ、多発する大規模災害に警戒を増して対応していく所存でございます。

それでは、早速ですが、今期定例会に提出いたしております各議案についてご説明を申し上げます。

今期定例会に提案しております案件は、報告案件2件、条例案件1件、工事請負契約の締結案件1件、財産の無償譲渡案件1件、補正予算案件3件の合わせて8件であります。

まず、報告案件といたしまして、令和6年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書及び水道事業会計予算繰越計算書の報告についての2件を、条例案件としましては、甲佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、工事請負契約の締結につきましては、甲佐町役場庁舎、生涯学習センター及び議会棟照明設備改修工事に係る契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に

基づきご議決を求めるものでございます。

財産の無償譲渡案件につきましては、町所有の上豊内地区の公民館敷地となっている町有地を無償譲渡するため、議会の議決を求めるものでございます。

補正予算案件としましては、令和7年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）について、主に物価高騰対策重点事業、農地利用効率化等交付金事業、農業共同利用施設再編集約合理化支援事業の追加などによる増額補正となっております。

まず、歳出の主なものといたしましては、民生費の物価高騰対策重点支援給付金に6,000万円、農業費の農地利用効率化等支援交付金に634万9,000円、農業共同利用施設再編集約合理化支援事業補助金に6億3,060万円などの増額補正を行っております。

次に、歳入の主なものにつきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に6,114万2,000円、農地利用効率化等支援交付金に381万円、農業共同利用施設再編集約合理化支援事業補助金に6億3,060万円の追加等を行い、総額で7億1,922万円を追加し、補正後の総額を141億1,721万4,000円としております。

次に、令和7年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）におきましては、国保システム改修委託料に25万5,000円を追加し、補正後の総額を13億8,211万7,000円としております。

最後に、令和7年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）におきましては、資格確認書更新に伴う経費に55万2,000円を追加し、補正後の総額を2億2,557万7,000円としております。

以上、今期定例会に提案しております各議案についてご説明を申し上げましたが、各議案のご審議の節は各担当課長等に説明を行わせますので、適切にご議決をいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○議長（宮本修治君） 以上で町長の提案理由の説明を終わります。

以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

明日14日及び15日は議案調査のため休会、16日は午前10時から本議場において会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

---

散会 午前10時13分

6月16日（月曜日）

令和7年第2回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第2号）

- 1. 招集年月日 令和7年6月13日
- 1. 招集の場所 甲佐町議会議場
- 1. 開議 6月16日 午前10時00分 議長宣告
- 1. 散会 6月16日 午後2時22分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番	3番 鳴瀬美善
4番 森田精子	5番 佐野安春	6番 荒田博
7番 宮本修治	8番 福田謙二	9番 井芹しま子
10番 宮川安明	11番 本田新	

1. 欠席議員

2番 田中孝義

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北野太 議会事務局書記 後藤理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	甲斐高士	副町長	三輪孝之
会計管理者	渡邊友美	総務課長	荒田慎一
地域振興課長	羽柰田直美	くらし安全推進室長	山下玄介
税務課長	松野洋幸	環境衛生課長	田上和広
健康推進課長	宮崎貴美代	住民生活課長兼町センター所長	奥名雄吉
福祉課長	高原貞典	農政課長	上古閑一徳
建設課長	白石亨	会計課長	渡邊友美
企画政策係長	本田幸嗣	広報電算係長	中村聡健
教育長	蔵田勇治	学校教育課長	井上幸介
社会教育課長	内田健司	農業委員会事務局長	上古閑一徳
選挙管理委員会書記長	荒田慎一		

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

3番 鳴瀬美善 4番 森田精子

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 一般質問

## 1. 議事の経過

開議 午前10時00分

---

○議長（宮本修治君） おはようございます。

皆様にお知らせします。2番、田中孝義議員から本日の会議の欠席届が出ております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

---

### 日程第1 一般質問

○議長（宮本修治君） 日程第1、一般質問を行います。

今期定例会の文書による一般質問の通告は5名です。順次質問を許します。

なお、議事の進行上、かねてからの申合せのとおり、1議員当たりの質問時間をおおむね1時間として議事運営させていただきますので、質問者並びに答弁者の的確な対応をお願いいたします。

最初に、4番、森田精子議員の質問を許します。

4番、森田精子議員。

○4番（森田精子君） 改めまして、おはようございます。4番、森田でございます。

それでは、一般質問通告書に従いまして、質問を行います。

今回の質問は、1項目めに有害鳥獣被害対策について、2項目めに公園などの管理体制についての2項目を質問いたします。

まず初めに、1項目めについてでございますけれども、有害鳥獣被害の現状をどのように捉え、被害調査は行っているのかということについて質問をいたします。

有害鳥獣被害は全国的に増加傾向にあり、農作物被害は令和5年度で164億円、令和6年度では200億円を越すのではないかとされており。熊本県では、令和5年度で5億3,757万円で、この上益城郡内においては3,280万7,000円でイノシシ、鹿、猿による被害が増加しております。

甲佐町でも令和5年度の捕獲実績ではイノシシが285頭、鹿が174頭、猿が3頭。令和6年度ではイノシシが475頭、鹿が226頭、猿が4頭と倍近く増加している状況で、農業者にも深刻な影響を及ぼしています。日々の暮らしの中でイノシシや猿、鹿もよく見かけ、田畑が一面に掘り返され、営農意欲の減退にもなりかねません。

また、平坦地の通学路を含めた道路や民家の近くにまで出てきている状況もあり、グリーンパル甲佐周辺を散歩している年配3人が、ここ1か月ほどで2回イノシシと遭遇し必死に逃げたということもあり、非常に危険であり、大きな課題であると思います。

そこで、行政として被害の状況をどのように捉え、現場を必ず確認するなど被害調査を行っておられるのか。行っているのであれば記録として残しているのか。

よく町民の方から耳にするのが、町はあまり協力的でなく事務的に済まされるというこ

とです。住民の安心・安全を確保するため、イノシシや猿、鹿の出没など住民や学校への周知はどのようにされているのか尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えします。

現状認識と取組についてご説明いたします。

県での昨年度の集計はまだ出ておりませんが、令和5年度に県が公表しています被害状況について申しますと、農作物被害額は5億3,757万円で、前年度の令和4年度から比べますと約5,900万円、前年度比で10%減少しております。

しかしながら、ご指摘のとおり、イノシシ、鹿、猿などの獣害による被害額が約2,500万円増加しており、イノシシが全体の55%、鹿が約15%となっています。

町での捕獲頭数を令和5年度と令和6年度で比較しますと、イノシシが190頭、鹿が52頭、猿が1匹と増加の一途をたどっており、農業者の皆様の営農意欲に多大な影響を与えていることは承知しております。

また、平坦地での出没や、通学路、民家周辺での目撃情報が増加している点についても、住民の皆様の安全に関わる喫緊の課題と捉えております。

被害調査につきましては、町職員が可能な限り現場へ赴き、被害状況の確認に努めております。しかしながら、ご指摘のとおり、対応が事務的であるというご意見もございますことは真摯に受け止めております。今後はより一層、住民の皆様に寄り添った丁寧な対応を心がけてまいります。

また、イノシシや猿等の出没情報があった際には現況を把握し、区長さんや各学校に直接連絡し、注意喚起を促すとともに見守り強化などの対策を依頼しております。引き続き、住民の皆様の安全確保と農業被害の軽減に向け、対策を講じてまいりたいと思います。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 森田議員。

○4番（森田精子君） 今、担当課長のほうから、住民の皆さんの安全確保と農業被害の軽減に向け対策を講じていくということですが、安心・安全の面からも向上心を持って行っていただきたいというふうに思います。

次に、近隣町村と連携した駆除など効果を上げるための対策や駆除方法の検討、協議することはあるのかについてお尋ねをいたします。

昨年でしたか、山都町で鳥獣被害対策についての講演があっていると思います。担当者も参加され、今後の駆除活動に進展が見られるとは思いますが、現在、駆除隊の高齢化が進んで、また、新しく免許を取得される方も少ない中で、単独の隊員だけでは捕獲・駆除するのは容易ではなく、たちごとよく言われております。

どこの町も同じ様な課題があるのではないかと思います。課題を、少しでも効果を上げるため、近隣町村と連携した広域的な駆除活動や被害防止対策ができないのか、また、広域的な管理を支援するため、鳥獣保護法の改正により広域的な管理を支援するための指定管理鳥獣捕獲等事業を活用した取組はできないのかをお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えします。

近隣町村と連携した駆除等につきましては、昨年度、県主催により4回、鳥獣被害防止担当者会議が開催されていますが、近隣町村で連携した対策等ではなく、情報共有を行い、そこから対策を考える内容の研修でありました。

まず1回目は現状と課題を整理、共有し、2回目は地域ぐるみでの対策として餌づけストップの取組で、餌づけをしているのは人間という内容で、収穫しないままの果実、びわや栗、柿等ですね、を放置していませんか、野菜くずや生ごみ等を田んぼや畑に放置していませんかなど、そのような行為が餌場になり、使っていない田畑に雑草が生い茂っていることなどで潜み場になっていること等が影響し、人が有害鳥獣を呼び込んでいるなどの研修が行われました。また、3回目に地域での合意形成の方法や電気柵の設置方法の研修が行われ、4回目に先進地研修ということで玉名と山鹿市で行われ、一連の流れで鳥獣被害防止の研修が行われました。

このことを参考に、地域での餌場や潜み場をなくす取組、計画的な防護柵の設置や、それらを複合的に組み合わせた効果的な捕獲駆除活動を進めていき、鳥獣被害の軽減を図っていきたいと考えております。

また、指定管理鳥獣捕獲等事業に関しましては、集中かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めました鳥獣、指定管理鳥獣としましてニホンジカとイノシシになりますが、について都道府県または国が捕獲等をする事業になります。昨年度、熊本県におきましてはニホンジカについては球磨地域、イノシシについては天草地域で実施されています。

今後、町が取り組む場合は条件や採択要件等について検討中であります。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 森田議員。

○4番（森田精子君） 指定管理鳥獣捕獲等事業にも取り組むことができるよう、条件や採択要件等についてもさらなる検討を進めていただきたいというふうに思います。

次に、有害鳥獣が出没しにくい環境づくりについて質問をいたします。

私は、増え続ける鳥獣に駆除が追いつかないことは山林や竹林、耕作放棄地等、また、緑川河川敷の草むらや雑木などの環境が悪いというか、その辺が潜み場になったりするところにも原因があるのではないかというふうに思っています。

どういうやり方で効果がでるのか、現在、電気柵、防護ネット、ワイヤーメッシュ柵の購入費を補助する町の補助制度がありますけれども、3戸以上の共同取組で行わなければなりません。資材購入費用も高く、補助の上限は15万円で資材購入費用の5割となっています。

このままだと高齢化による後継者の問題をはじめ、整備するには経費の負担が大きいことなどにより、ますます鳥獣被害発生の原因に不安があり、生活圏での人身被害も発生するおそれがあると私は思います。

そこで、財源として森林環境譲与税や熊本県森林整備地域活動支援対策、さらには、ふるさと納税寄附金などを有効活用し、環境の整備をすることはできないのかお尋ねをいたします。

また、有害鳥獣被害防止計画の計画は策定してあるのか、してあるとすれば、どうなっているのかを併せてお聞きいたします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えします。

ご指摘のとおり、鳥獣被害対策は駆除だけでは追いつかず、鳥獣が生息しにくい環境を整備することが極めて重要だと思います。山林や竹林、耕作放棄地、河川敷の草むらや雑木などが鳥獣の隠れ家や餌場となっている現状は被害増加の大きな要因であると認識しています。まずは環境整備が重要で森林や竹林の間伐、下草刈り、耕作放棄地の解消などを行うことで、鳥獣の隠れ家や集落への接近を抑制する効果が期待できます。

財源に関しましては、森林環境譲与税は、森林保全対策を目的に、主に鹿対策として樹木保護カバー等の設置などの事例があります。森林整備地域活動支援対策では、小規模、分散している森林を集約する交付金になります。ふるさと納税寄附金につきましては、今回、一般会計補正予算にて上程させていただいておりますが、鳥獣被害防止総合対策交付金事業の今年度の国の補助率が33.4%となり、例年95%ぐらいの補助があるため、可決された場合は上限が95%になるよう期限付きで上程しています。

また、有害鳥獣被害防止計画の策定につきましては県内45市町村で策定され、本町におきましても次回の計画に向け協議中で、作成次第ホームページへの掲載に向け事業を進めております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 森田議員。

○4番（森田精子君） ただいま担当課長のほうも、環境整備が最も重要であると、町も認識しているというようにお答えをいただきましたけれども、有害鳥獣は田畑や竹林などに被害及ぼし続けている現状からしますと、早急に捕獲に取り組み、抜本的な対策が必要だと私は思います。

農業は後継者がいても機械代、飼料代、肥料代の高騰に加え、有害鳥獣の被害により収入は少なくなっているなどにより農業に就く人も少なく、ますます高齢化してしまう状況が目の前に来ているのではないのでしょうか。

いろんな計画書が策定されておりますけれども、現況も今まで述べてきたような内容で、有害鳥獣被害などの影響により農業者の生産意欲や農業収入の低下につながる厳しい経営状況であること、対策として鳥獣被害に強く生産性の高い新規作物の研究、導入し、また付加価値を付けたブランド化を進め、深刻な状況となっている農作物被害については地域の実情に応じた地域ぐるみの鳥獣対策を推進することで被害防止を行うこともできるのではないのでしょうか。

駆除対策は、いつまでに本格的な取組をされるのでしょうか。この問題は緊急的かつ重

要な問題ではないでしょうか。今後、有害駆除対策についてどのような方針でのお考えなのかを町長にお聞きします。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは、有害鳥獣対策についての今後の方針について、それから、考えについて答弁をさせていただきます。

まずは、有害鳥獣対策につきましては、議員がおっしゃられるとおりで、本町農業にとって非常に深刻な問題であり、また、喫緊の課題であると深く認識をいたしております。また、有害鳥獣の問題は単なる農業被害にとどまらず、地域住民へも危害を及ぼす可能性があることから、安全安心なまちづくりに直結する重要な課題であると捉えております。そのような考えから、私のマニフェストにも鳥獣被害対策の強化という項目を掲げているところでございます。

現在の本町農業を取り巻く環境といたしましては、機械代や資材費、肥料代などの高騰に加え、有害鳥獣被害による収入減という多重苦に直面しており、これにより農業者の生産意欲の減退、ひいては、農業後継者不足や高齢化の加速につながりかねない状況であることはまさに目の前にある危機であると捉えております。

そのような中で、昨年度は安平地区を餌づけストップのモデル地区に設定し県の補助を活用し、町と地域が協力しながら鳥獣被害防止対策を強化してまいりました。地域でワイヤーメッシュなどを張り巡らせたり、潜み場をなくす取組や追い払い活動などを実施されておられます。そのおかげで、安平地区は鳥獣被害も軽減していると伺っているところでございます。今後は、安平地区での取組を検証しながら、効果的な部分につきましては広く町内にひろげてまいりたいと考えているところでございます。

また、今後の鳥獣被害対策につきましては、大きく四つの対策を中心に組み立ててまいりたいと考えております。一つが個体数調整対策、一つが侵入防止対策、一つが環境整備対策、一つが被害対応対策であります。

まず、個体数調整対策につきましては、捕獲や駆除を通じて有害鳥獣の個体数を適正に保つための取組を推進してまいりたいと考えております。

次に、侵入防止対策につきましては、電気柵や罠の設置を推進することによって農地や人里への有害鳥獣の侵入を防ぐための取組を推進してまいります。

次に、環境整備対策につきましては、生息地となるような場所を減らすための取組を推進してまいります。

次に、被害対応対策につきましては、先ほど森田議員のほうからのご指摘ございましたけれども、役場のほうは事務的に済まされるということですが、もう決してそういうことがないように被害対応対策については、農作物等に被害が出た際に迅速かつ適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

以上、四つの対策を総合的かつ複合的に推進しながら有害鳥獣対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（宮本修治君） 森田議員。

○4番（森田精子君） ただいま、町長のほうから四つの項目で事業の推進を対策、そして総合的にやっていくというような答弁をいただきました。町民の皆さんの生活と、やっぱり財産を守るためにも、全力を挙げて有害鳥獣対策に取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に進みます。

次に、2項目めの公園等の管理体制についてお尋ねをいたします。

まず、1番目の津志田河川自然公園等の管理状況についてお尋ねをします。

現状の思いや気づきをお話しますので少し長くなりますが、現在、津志田河川自然公園にはご存じのとおり、土日はもとより先月の連休には森の周りから下流域まで多くのキャンパーや家族連れで大変なにぎわいをしておりました。

公園とは公衆が憩い、または、遊びを楽しむために公開されている場所であり、流動的な人口ではありますけれども、津志田河川自然公園、通称乙女河原の知名度は高く評価されております。

そのような中、男子トイレの手洗いが2年以上も故障したままで、現在、宇土から来られている人で、ちょっと名前は分かりませんが、ごみ箱を置いてある所にタンクに水をためて手洗いができるようにやってくれている人もいます。

また、乙女河原クリーンキャンプミッションの方々は無料で使用をさせていただいてるということで、クリーンキャンプと題して2月から5月、10月から12月まで年7回、自主的に草刈りなどをされておられます。毎回、宮崎県や広島県からも来て参加されている人たちもいます。

こういうことも、町が目指す理念の、協働してつくるまちにつながると思うと思います。

しかし、ボランティア活動にも限度があります。先ほど申しました手洗いの故障、通路の水たまり、散策路周辺の高木の伐採、駐車場が土に埋まっていたなどなどがありますけれども、防犯のための外灯がない、そういうところも改善すべき点はたくさんあるように見受けられます。

しかしながら、特に河川公園は財源的にみると収入は少なく支出が大きいこと、また、これまで財源も厳しく十分な予算確保ができなかったことなどから、地元の区や団体に草刈りなどの美化環境整備を委託していると思いますけれども、委託していない場所や急な対応などについては、担当課の職員さんが草刈りや補修などの作業を行っておられることを何度かお見受けしたことがあります。

また、高齢化などの理由により地元の区も作業を請けきれなくなったということで、その分の負荷が担当課にかかっているということも聞いており、このような状況はせっかくの貴重な資源を適切に管理していく上で大きな課題ではないかと私は思います。

私としましては、町の中心を緑川が流れ、緑川沿いの緑地やそれを望むように広がる豊かな自然空間は町民にとって憩いの場であるだけでなく、町外の方にとっても自然と触れ

合い、また、レクリエーションを楽しみ交流を深められるような貴重な観光資源と考えますので、この管理についての課題は町は認識したうえで解決する必要があると考えます。

まずは、特に中甲橋から津志田河川自然公園までの河川公園等の除草作業等の管理状況はどうされているのかをお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） それでは、河川公園等の管理状況につきましてお答えいたします。

まず、令和6年度の除草作業等の管理状況といたしましては、中甲橋グリーンパークにおきまして国交省及び町によりまして除草作業を6回程度行っております。

次に、熊本甲佐総合運動公園の芝生広場につきましては、町直営による施設全体の管理の中で適宜除草作業を行っております。

次に、麻生原運動公園につきましては、熊本甲佐総合運動公園の管理と合わせたところで町により除草作業を行うほか、有志の方により除草作業を行っていただいております。

次に、津志田河川自然公園につきましては、緑川漁業協同組合と管理委託を締結し清掃、点検を月2回程度行っているほか、地元の方を含めた有志の方々によりまして20回程度、除草作業を行っていただいております。

そのほか、桜堤につきましては、町職員により2回、除草作業を行っております。

また、ご指摘いただきました男子トイレの手洗いの修繕につきましては、先月修繕の発注を行い、現在、急ぎの対応しているところでございます。

加えまして、ご指摘いただきましたそのほかの改善すべき箇所につきましても、町と国交省とで協議をしながら手法を含め検討することといたしております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 森田議員。

○4番（森田精子君） それでは次に、河川公園等が緑川沿いを生かした観光資源であることを考えたときに、堤防などの除草、雑木の伐採等による観光地としての役割を考慮した環境づくりはできないかということをお尋ねをいたします。

やな下公園、中甲橋グリーンパーク、麻生原運動公園、津志田河川自然公園等、緑川沿いにある公園はほとんど草木に覆われている場所があり、先ほど質問しました有害鳥獣の住みかにもなっており、水難事故や防犯面からも、私は環境づくりが必要ではないかと思っております。

以前、国土交通省で町が要望した場所、例えば松ヶ崎付近の竹林や雑木などを伐採され、その当時は緑川を望む景観はとても和むものがありましたが、その後、また元の姿に変わっています。

ボランティアの活用も含め、専用地やその周辺の環境づくりをどうお考えなのかをお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） 専用地やその周辺の環境づくりにつきましてお答えい

たします。

先ほど森田議員もおっしゃられたとおり、専用地等の環境整備につきましては、これまで管理委託を行うほか、町職員により行っているところです。

今後につきましては、これまででご協力をいただきました地区や団体、またシルバー人材センターなどにも引き続きご協力をいただくとともに、適正に管理を行うためにも引き続き国交省への要望をするとともに、議員がおっしゃられるように有志の方を募るほか、事業者に業務委託を行うなど管理体制を整える必要があると考えております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 森田議員。

○4番（森田精子君） 今後も引き続き管理体制を考えるということですが、最後に、今後、観光事業を含め一体化した管理はできないかということについてお尋ねをいたします。

令和10年に完成予定の、今後、ヘリポート下流域に整備される予定の公園も町の管理下になるのではないかとこのように思いますけれども、緑川沿いにある公園などの管理については日々の清掃や修繕、また、自然環境整備など管理基準を設けて施設の更新、維持、撤去など一様に管理できるようにすべきではないかと思えます。

できれば、河川公園などの施設を生かしたレクリエーションやイベントの開催も含めたところで管理と運用を行うことができれば、さらに河川公園の魅力向上により利用者も増え、また、利便性も図られるのではないかと思います。

そこで、緑川沿線にある河川公園などの施設を観光資源として位置づけた上で、維持管理事業と観光事業を一体的に行うことはできないかについて町長にお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは、緑川の河川公園の管理事業と、それから、緑川を生かした観光事業を一体化した体制づくりについてお答えいたします。

現在、本町におきます緑川を生かした観光施設といたしましては、川平キャンプ場、COMMON IDOE、やな場、やな下公園、中甲橋グリーンパーク、熊本甲佐総合運動公園、麻生原運動公園、津志田河川自然公園などがございます。

また、昨年6月に一部変更し策定しましたかわまちづくり計画におきましては、熊本甲佐総合運動公園の下流域において新たな公園を整備することといたしております。

甲佐町の自然豊かな環境の象徴でもあります緑川を生かした河川公園をはじめとする観光施設を、町内外の多くの方々から憩いの場として、または交流の場として安全安心に利活用していただくために、適正に管理を行うとともに、合わせてさらなる利活用に向けた観光事業に今後も積極的に取り組んでいく必要があると考えております。

現在、これらの施設の維持管理につきましては、指定管理者で維持管理を行っている施設もございすし、町直営で維持管理を行っている施設もございす。

議員のご質問の趣旨といたしましては、これらの河川公園をはじめとする観光施設の維持管理と、それから観光施設を生かした観光事業を一体的にできないかということだと理

解いたします。

今後におきましては、現在町直営で維持管理を行っている施設につきましては、指定管理者制度の導入に向けた検討を行ってまいりますとともに、私のマニフェスト項目の一つに観光協会の組織再編を掲げておりますので、その点につきましても緑川の河川公園の管理事業と、それから緑川を生かした観光事業につきまして、今後、他自治体の事例を研究し、また、関係団体と協議の上、一体的な体制づくりを含めて段階的に検討を進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（宮本修治君） 森田議員。

○4番（森田精子君） 段階的に検討をしていくという町長の答弁にもありました管理運営の体制につきまして、検討していくとくことだと思いますけれども、山都町には第3セクターの会社が創設され、まちづくりやべとしていくつかの施設の事業を請け負ったり、美里町では一般社団法人まちづくり美里観光協会が町のPRを動画配信されたり、フットパス協会ではイベントの開催を含め関連行事等配信されておられます。

現在、少子高齢化が加速している状況で、町長の子育て支援事業、移住定住促進事業、中心市街地活性化事業と町のほうも積極的な地域活性化への取組がなされている中ではありますけれども、財源についても考えていく必要があるとは思いますが、先ほど述べましたように、甲佐町にとって大変貴重な資源である緑川公園等を甲佐町にとって憩いの場、交流の場とするとともに、観光として町外からの来訪の機会につなげることで町のさらなる活性化の手段とするためには、これまでの管理体制を見直し、保全としての維持管理と合わせて活用して、観光事業の両面から、是非とも柔軟かつ一体的に管理運営をされることを願ひまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮本修治君） これで、4番、森田精子議員の質問を終わりました。

次に、1番、甲斐良二議員の質問を許します。

1番、甲斐良二議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐良二でございます。一般質問通告書に沿って順次質問をさせていただきます。

本日私は、2点について質問をいたします。1点目は、小中学校と総合運動公園、これの熱中症、それから落雷事故防止対策についてでございます。2点目につきましては、上水道の安全性についてお尋ねをいたします。担当課もしくは教育長のご答弁をよろしくお願ひいたします。

まず、熱中症対策についてお尋ねをいたします。

近年、地球温暖化に伴い熱中症のリスクは年々高まっております。スポーツ界におきましても危機感が広がり、日本スポーツ協会においては気温と湿度などから算出されます暑さ指数、この暑さ指数が31以上なら運動は原則中止といった方針を示されております。各種団体が対応を迫られる中、陸上やサッカー、そういった競技につきましては、本格的に改革に乗り出され、中高生の大会、こういったものの日程の見直しなどがなされておま

す。

そこで、まず、本町ですね、小中学校における対策と、極めて日陰が少ないと思いません総合運動公園、こちら、それぞれの対策をお尋ねいたします。

まず、学校教育課からお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（井上幸介君） それでは、まず小中学校での対策について答弁いたします。

小中学校では、国が定めております学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引きの内容を取り入れたマニュアルや対応のフローチャートなどの作成を行い、熱中症対策に取り組んでいるところでございます。

以上となります。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（内田健司君） 総合運動公園における熱中症対策でございますが、気温上昇が想定される時期に熱中症アラートが発令される、されていないに関わらず、現地管理者のほうで施設内放送を活用し注意喚起を行っております。

また、この放送は大会関係者や利用者、観覧者に向けて行われ、内容といたしましては、競技の一時休止や休憩、小まめな水分補給の推奨、観覧者に対しても帽子や日傘の推奨などを発信していきます。

また、日陰の確保が難しい河川敷の施設でございますので、貸出テントの利用を促進しております。この運動公園内では、利用者が自らのスペースを確保し日陰で休息できるよう、テントの貸出しを行っております。これにより、屋外での活動が多いスポーツイベントやレクリエーション活動において、熱中症対策として効果的な手段となっております。

さらに、現在、総合運動公園の管理棟をクーリングシェルターではありませんが、暑熱避難施設と同等な役割として開放する取組を行っております。具体的には、冷房設備を整えている多目的ルームを開放し利用者に快適な環境を提供することで、運動公園を使用する全ての方が安心・安全に休息できる空間を確保しております。

以上となります。

○議長（宮本修治君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） ただいま担当課よりそれぞれ答弁がございました。教育現場におきましては国のマニュアルを基に取り組みされておまして、日陰の少ない総合運動公園、こちらについては管理人による注意喚起、それから貸出テントを利用を促進されてるということでございます。是非貸出テントにおきましては、しっかりPRを行っていただいておりますね、利用を促進していただきたいというふうに考えております。

次に、暑さ指数による本町の指針についてお尋ねいたします。

暑さ指数とは、説明資料にもありますとおり熱中症予防のための指標でございます、気温、それから湿度、日差しの強さなどから算出されます。

ちなみに、本日6月16日9時現在の本町の暑さ指数は29.7度ということで、県内17地点

において最高値を記録をいたしております。

冒頭申し上げました日本スポーツ協会においても、高校総体の開催時期を変更を検討されたり、また、開催場所をですね、比較的、冷たくて涼しいと書きますけど冷涼地での固定開催をするなど対応を取られております。

そこで、本町における暑さ指数による避難や中止活動、そういった指針はどうなっているかお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（井上幸介君） それでは、お答えいたします。

小中学校における指針は先ほど述べましたとおり、国のガイドラインを基に各学校で作成しておりますマニュアルに定められており、小中学校に全て配備しております熱中症チェッカーという機械で暑さ指数を計測し、その数値が28度から31度までは嚴重警戒とし、持久走などの激しい運動は中止することとしており、31度以上の場合には危険と位置づけ、運動は原則中止としております。

以上となります。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（内田健司君） 総合運動公園の暑さ指数による避難や活動中止などの指針はということでございますけども、総合運動公園におきましては、熱中症アラート発令に伴う避難や活動の中止ということまでは行っておりません。

以上です。

○議長（宮本修治君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） では続きまして、この、いかに熱中症をですね、予防、それから注意喚起をお知らせしていくかという点でお尋ねをいたします。

小中学校におきましては、やはり、教職員の皆さんがですね、児童生徒に、それから総合運動公園におきましては管理人になられるかと思いますが、現場でそういった注意喚起を行っていかなければなりません、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（井上幸介君） それでは、お答えいたします。

まず、教職員につきましては、各学校で熱中症対策や予防対策の研修を行っております。

児童生徒につきましては、児童生徒自らが熱中症チェッカーで数値を計測し、その結果を昇降口付近や職員室に掲示することで、熱中症予防の意識づけを行っております。

そして保護者の方々につきましては、熱中症対策の通知文の送付や保健便りに掲載するなどの周知を行っているところでございます。

以上です。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（内田健司君） 総合運動公園での普及啓発、注意喚起につきましては、先ほど答弁いたしました施設内放送による注意喚起だけではなく、施設予約システム上での周知や、管理棟の人目につく場所に環境省などが作成しております熱中症対策のポス

ター等を掲示し、対策を行っているところでございます。

以上です。

○議長（宮本修治君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 小中学校では熱中症チェッカーですかね、これによる計測を義務づけられ、運動公園につきましては予約システム、私もこれ見させていただきましたが、トップ画面にですね、熱中症等、それから落雷防止、これについてもですね、記載がされておりました。

次に、指定暑熱避難施設についてのお尋ねをいたします。

この指定暑熱避難施設、クーリングシェルターにつきましては、令和6年4月1日より熱中症対策の強化を盛り込んだ改正気候変動適応法の施行により、市町村は暑さをしのぐ場所として指定することができるというふうになっております。

本町においても、役場、生涯学習センターがこのクーリングシェルターに指定をされておりますが、総合運動公園、これ真夏の屋外での活動がなされるなど熱中症になられる方がいらっしゃると思うんですが、これをクーリングシェルターに加えるべきではないかと思いがいかでしょうか。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（田上和広君） それでは、お答えいたします。

まず、この指定暑熱避難施設、クーリングシェルターにつきましては、気候変動適応法の規定により暑さ指数が35に達する場合に気象庁から熱中症特別警戒情報が発表されますので、これを受けて市町村は指定暑熱避難施設、クーリングシェルターを開放することとされております。

本町ではこの気候変動適応法に基づき、昨年度、令和6年度から甲佐町生涯学習センターギャラリーモールをクーリングシェルターとして指定しているところでございます。

なお、クーリングシェルターに総合運動公園を加えるべきではとの質問でございますが、現在、熊本甲佐総合運動公園につきましては、公園内の管理棟の中に冷房設備がある休憩所が設けられており、クーリングシェルターの指定の条件としては特に問題はないと考えられますが、やはり、スポーツ施設ということで、その施設を利用される方のために解放される施設であることから県内においても事例が少なく、市町村がクーリングシェルターとして指定し一般向けに開放することは現実的に難しいもののように感じられます。

なお、熊本甲佐総合運動公園内の管理棟にある休憩所は、共用のスペースであり冷房設備が設置されておりますので、施設利用者におかれましては、クーリングシェルターの指定の有り、なしに関わらず、猛暑日などは暑さをしのぐために休憩所をご利用していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（宮本修治君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 冷房施設、休憩所がございますのでクーリングシェルターの指定には特に問題がないとのことでございますが、スポーツ施設ということで県内に事例がな

いということで、暑さをしのぐ場所としてもですね、利用させていただきたいというふうに思います。

続きまして、落雷事故防止対策についてお尋ねいたします。

近年、部活動中の落雷による事故が発生をいたしております。本年4月、県外、奈良市におきまして、また、昨年4月は県内の高校サッカー部が県外演習中にですね、落雷の事故に遭われております。

雷は自然現象であり、その発生を完全に防ぐことは不可能ではありますが、適切な知識と対策を講じることで被害を最小限に抑えていかなければなりません。過去の落雷事故を教訓といたしまして落雷に対する意識を高め、特に屋外活動が多い小中学校、それから総合運動公園での対応が求められているのではないかというふうに思っております。

そこでまず、いくつかの対策といたしまして、それぞれの施設にですね、避雷針の設置状況、これについてお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（井上幸介君） それでは、避雷針の設置状況についてお答えいたします。

学校施設における避雷針の設置状況ですが、建築基準法の規定により高さが20メートルを超える建物には避雷針の設置義務が生じます。

現在、20メートルを超える建物が甲佐中学校の体育館のみとなっておりますので、その施設のみ設置している状況となっております。

以上です。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（内田健司君） 総合運動公園による避雷針の設置状況はということでございますけれども、総合運動公園に関しましてはサッカー場、野球場に設置しております20メートルを超えるナイター照明中、5か所に避雷針を設置しております。

以上となります。

○議長（宮本修治君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） それでは続きまして、小中学校における教職員の皆さんや部活動の指導者、こういった皆さんの落雷の危険性を認識し、事前の気象情報を確認するとともに天候の急変などにはですね、ためらうことなく活動の変更、中止など、そういった適切な対応を取らなければならないと思っております。

そういった落雷事故を防止するためのですね、教職員の皆さんなどの研修等は行っていないでしょうか。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（井上幸介君） それでは、お答えいたします。

落雷事故防止に対する研修等でございますけれども、令和7年4月に文部科学省から落雷事故の防止についてという通達が出ております。

それを用いて、小中学校では教職員に対し職員会議等で周知徹底を図っております。

また、部活動に関しましては、各部活動保護者会長に対し国の通達を基に説明を行って

おります。

以上となります。

○議長（宮本修治君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 落雷事故防止については、必ず職員会議等での周知を行っていただきまして、また、部活動に関しましては、部活動育成会などがございますので、そういった場合においてですね、保護者、それから指導者への周知を徹底していただきたいというふうに思っております。

次に、落雷事故防止のためにですね、気象庁が発表されております雷ナウキャスト、雷の発生の高い地域が地図上で表示されるシステムでございますが、こういった情報というのはそれぞれ活用されていますでしょうか。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（井上幸介君） それでは、お答えいたします。

雷ナウキャストの活用ですけれども、先ほど申しました国の通達の中にも雷ナウキャストの活用が内容に盛り込まれており、現在、小中学校において業務用のパソコン及び個人の携帯電話で積極的に活用しております。

また、それ以外のウェブ上での気象サイトも活用し、部活動はもちろん登下校の際の落雷対策を行っているところでございます。

以上となります。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（内田健司君） 総合運動公園におきましては、この雷ナウキャストなどの落雷予報サイトについては現在、活用していないところでございます。

ただ、これから梅雨や災害時期に入ってまいりますので、常駐する管理人に天候の目視やこの落雷予報サイトなどを注視してもらい、利用者に対して利用前、または利用中に注意喚起を行っていくようにしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮本修治君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 総合運動公園については、活用されていないということでございます。携帯のほうからも見られますので、積極的に管理人さんのほうで活用をなされて欲しいというふうに思っております。

それでは最後にですね、これまで両課長にご答弁をいただきましたが、教育長からですね、この件に関しまして、総括、思いをお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（宮本修治君） 蔵田教育長。

○教育長（蔵田勇治君） それでは、熱中症対策並びに落雷の対策ということで私のほうから答弁させていただきます。

温暖化の傾向に最近ありまして、近年、熱中症による健康被害案件や落雷事故が多発傾向にあり、その対策が重要かつ急務であると認識をしております。

熱中症につきましては、近年の温暖化傾向を踏まえ、令和元年に甲佐町立の全小中学校

にWBG T計、熱中症指数の計測計を整備をいたしまして、危機管理マニュアルに準拠した指針にのっとり運動の一時中止などの判断基準として運用しているところでございます。

また、落雷につきましては、昨年の4月に県内の高校サッカー部が県外遠征中に落雷に遭いまして18名が病院に搬送されまして、そのうち一人は現在でもまだ完全によくなっていないというような事故が発生をしております。

また、今年に入りまして、今年の4月に奈良県内においてサッカー部の活動中に落雷に遭い6名が病院に搬送、うち1名が心肺停止、2名が意識不明の重体となった事案等が発生をしております。

このような悲惨な事故を未然に防ぐため、学校教育並びに社会教育の両課長から答弁がありましたとおり、熱中症予防、落雷事故防止について万全の予防対策と適切な情報収集並びに客観的な指針に基づいた適切な判断ができるよう、教職員並びに指導者への指導と周知に取り組み、事故防止に取り組んでいかなければならないと考えております。

先週行われました校長会で、この件につきましては、再度、私のほうから詳しく校長を通じ、そして職員に指導していただくようお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長（宮本修治君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） ただいま教育長の答弁がございました。教育長といたしましても、事故防止に取り組んでいかなければいけないという力強いお言葉をいただきましたので、教育長のリーダーシップの下ですね、この落雷事故防止、それから熱中症予防には取り組んでいただきたいというふうに思います。

続きまして、2項目めの質問に入らせていただきます。質問事項はですね、上水道の安全性についてでございます。

発がん性物質の指摘されます有機フッ素化合物PFASの検出事例が増えております。環境省が公表しました2023年度の全国の河川や地下水の水質測定では、39都道府県の約2,000地点のうち、熊本市の2地点を含む242地点で国の暫定指針値を超えておりました。県内では熊本市のほかにも宇城市の簡易水道、それから南関町の産業廃棄物最終処分場の監視井戸で数値超過が確認をされております。

各地で検出事例が増え、徹底した情報公開、それから水質検査を通じて、町民の皆さんに、この上水道の安全性というのは示していかなければいけないというふうに思っております。

また、本町はですね、令和3年8月に美里町との包括連携協定を結んでおります。これにも美里町へのですね、中央北地区への上水道の供給をなされるようになっておりますので、美里町の方に対してもですね、この安全性というのもし示していかなければいけないと思っております。

そこでまず、この有機フッ素化合物とはですね、どんな物質なのか、主な発生源についてお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（田上和広君） 有機フッ素化合物PFAS、ピーファーとはどのような物質か、また、主な発生源は何かという質問でございますが、まず、有機フッ素化合物とは炭素とフッ素の結合を持つ有機化合物のことでございます。そのうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称してPFASと呼び、一万種類以上の物質があるとされております。PFASの中には、水や油をはじく、熱に強い、薬品に強いなど独特の性質を持つものがあり、撥水、撥油剤など幅広い用途で使用されております。そのPFASのうちペルフルオロオクタンスルホン酸をPFOS、ペルフルオロオクタン酸がPFOAと呼ばれています。

具体的には、PFOSは金属メッキ処理剤、泡消火薬剤、半導体用反射防止剤などの製品や製造に使われており、また、PFOAは界面活性剤やフッ素ポリマー加工助剤などの製品に使われてきました。

PFOS、PFOAはいずれも難分解性——分解されにくい、また、高蓄積性——たまりやすいなどの性質を持つため、日本国内ではPFOS、PFOAを化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の第一種特定化学物質に指定し、製造、輸入等を原則禁止しております。

このため、国内で新たに製造、輸入されることは原則ありませんが、過去において様々な形で環境中に排出されたものが近年、河川や湖、沼などの公共用の水域や地下水などから検出されている状況でございます。

また、主な発生源についてでございますが、国内では過去に有機フッ素化合物が含まれる泡消火剤を保有、使用していた飛行場の周辺や有機フッ素化合物の製造、使用実績のある工場の周辺の地下水などから、現在のところ比較的によく検出されているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮本修治君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） ただいま答弁がございましたが、二つの物質につきましては、ご答弁いただいたとおりでございます。発生源におきましても、そういった物質を製造、使用実績のある工場周辺の地下水などから比較的よく検出をされているということでございます。

では、それらの物質のですね、健康被害や身体への影響はどういったことが考えられますでしょうか。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（田上和広君） PFAS、PFOAの健康被害や身体への影響という質問でございますが、環境省によりますと、PFOS、PFOAにおける動物実験では、肝臓の機能や仔動物の体重減少等に影響を及ぼすことが指摘されております。また、人間におきましては、コレステロール値の上昇、発がん、免疫系等との関連が報告されております。

しかしながら、どの程度の量が体に入ると影響がでるのかについては、十分な知見はあ

りません。また、国内においてPFOS、PFOAの摂取が主たる要因とみられる個人の健康被害が発生したという事例は確認されておりません。

そのため、環境省では内閣府食品安全委員会が行った食品健康影響評価の結果等を踏まえ、最新の科学的知見に基づき健康面での影響等につきましては、専門家による検討がすすめられているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮本修治君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） ただいま答弁をいただきました。個人の健康被害というのはまだ国内では確認がされていないということでございます。

本町について一番大事なことはやはり、この、本町にございます3か所、この3か所の上水道の水源地、それから配水場がございます。そういった水源地、それから配水場の定期的な水質検査だと思っております。そして、その検査結果を広く町民の皆さんに公表すべきだというふうに思っております。

先週土曜日の熊日新聞にも掲載されておりましたが、熊本市におきましては市の環境総合センターの検査体制を強化されたということが新聞に掲載されておりました。現在、規制対象のPFOS、それからPFOAはもちろん、規制外の物質についても検査を強化されていくというふうに新聞に掲載がされておりました。

そこで、本町のですね、水源地、配水場の水質検査の状況と結果、それから本2項目めの一番最後に予定をしておりました、この検査結果を公表されているのかというのは関連性がございますので、一括してお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（田上和広君） 本町における水源地、配水池等の水質検査の状況、結果、また、公表についての質問でございますが、本町では昨年度、令和6年度からPFOS、PFOAの水質検査を上水道の水源地3か所で実施いたしました。

水質検査の結果、3か所とも国の基準値である50ナノグラムを超えることはなく、安全性が確認されたところでございます。

次に、配水場についての水質検査でございますが、基本的に配水場の水は水源地から送水された水だけであり水源地以外の水が混入することがないことから、配水池の水質検査は実施しておりません。

なお、令和6年度に実施いたしました水質検査の結果につきましては、町の公式ホームページで公表し、現在も閲覧可能となっております。

また、令和7年度につきましても、町が実施する上水道の水源地3か所の水質検査を今年8月中に実施する予定でございますので、結果が分かり次第、町の公式ホームページで公表することといたします。

以上でございます。

○議長（宮本修治君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） ただいま答弁がありました。3か所の水源地について水質検査は

安全性が確認されたということでございます。

また、検査結果につきましてもですね、ホームページで公表されるということでございますので、本年度におきましても、しっかりこの検査を行っていただきたいと思っております。

次に、仮に、この検査の結果ですね、基準値を上回る数値が検出された場合はどういった対応をなされるのでしょうか。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（田上和広君） 仮に、国の基準値を超えて検出された場合の対応についての質問でございますが、まず、環境省の手引によりますと、一つ目に、飲用によるばく露防止の徹底。このばく露といいますのは体の中に入れることを示しております。二つ目に、継続的な監視調査の実施。三つ目に追跡調査の実施。この三つの取組を地域の実情に応じて実施することとされております。

一つ目の飲用によるばく露の防止の具体的な取組としては、まず、検出された地域の公表、そして、水の飲用を控えること、その周知広報を行うこととされております。

次に、二つ目の継続的な監視の調査の実施になりますが、これは、超過地点における今後の数値の推移を把握するために、継続して調査を行うこととされております。

次に、三つ目の追跡調査の実施につきましては、超過範囲の把握として超過が確認された井戸から半径500メートルを目安として、その範囲内にある井戸の追跡調査を行うこととされております。また、超過が確認された井戸から半径500メートル程度の範囲の事業所等に対してPFOS、PFOAの使用履歴等について聞き取りを行うこととされております。

本町におきましても、仮に、国の基準を超過して検出された場合におきましては、先ほど説明いたしました環境省の手引に基づき、熊本県と連携して対応をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（宮本修治君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 検出された場合には、まず水道水の飲用の中止、それから継続的な監視、調査、それから周辺井戸を追加で調査するということとございます。

決して基準値を上回るようなことがあってはなりません、その場合には速やかな対応を取っていただきたいというふうに思います。

それでは、最後の質問になりますが、町内におきましては個人で井戸を所有されてる方もいらっしゃると思います。こういった個人の所有の井戸の水質検査はどうなっているのでしょうか。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（田上和広君） 個人所有の井戸の水質検査についての質問でございますが、個人所有の井戸の水質検査につきましては、井戸の設置者自らが行うこととなりますので、町が個人の申出などにより水質検査を実施することはありません。

仮に、個人所有の井戸において国の基準を超えてPFOS、PFOAなどが検出された場合においては、環境省の手引に基づき追跡調査を実施しなければいけませんので、検出された井戸から半径500メートル以内の井戸を調査し、個人所有の井戸も含め該当する全ての井戸の水質検査を実施することとなります。

なお、熊本県におかれましては、熊本市以外の県内全域を対象にPFOA、PFOS等の水質検査を実施されており、令和6年度においては地下水60地点、河川13地点で検査を実施されました。結果として、いずれの地点においても超過した地点はありませんでした。

なお、この熊本県の水質検査においての地下水60地点のうち、1か所が甲佐町横田の個人所有の井戸であり、PFOS、PFOAの超過はありませんでした。

以上でございます。

○議長（宮本修治君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 個人の井戸につきましては、あくまでも個人でと、水質検査を行わなければならないという答弁でございました。

以上をもちまして、本日通告しておりました質問は終了させていただきます。

2項目めの水道水の上水道の安全性については、徹底した水質検査、それから徹底した情報公開、これをお願いいたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（宮本修治君） これで、1番、甲斐良二議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。11時15分から再開します。

---

休憩 午前11時09分

再開 午前11時15分

---

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、鳴瀬美善議員の質問を許します。

3番、鳴瀬美善議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番、鳴瀬でございます。一般質問通告書により質問をさせていただきます。

今回の質問につきましては、2項目でございます。

まず初めに、質問事項の1番といたしまして、消防団員の確保と資格取得等への支援策ということで質問をさせていただきます。

消防団員の確保につきましては、令和6年の12月議会におきましても一般質問をさせていただきました。町長の答弁といたしまして、機能別消防団員制度の導入や部の再編等についても協議を重ねていると、また、女性消防団員の拡充についても町内に広く周知を図り検討を進めるとの答弁をいただきました。その後、広報紙等において女性の新規入団者もあったと拝見いたしました。迅速に対応していただきましたこと、非常にありがたいと感じているところでもございます。

今回の質問につきましては、その後の状況や消防機能を持続的かつ効率的に維持してい

く対策として、団員への免許等の資格取得支援策について質問をさせていただくものでございます。

初めに、1番といたしまして、新入団員数及び退団者数の推移について状況を伺うものでございます。広報こうさ5月号にも掲載されておりましたが、堀田団長の下、345名の消防団員が地域防災の要として活動されていることを心強く思っております。

このようなことを踏まえ、これまでの消防団員の推移について説明を求めます。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは、新入団員及び退団者数の推移についてお答えをさせていただきます。推移につきましては、5年間で説明をさせていただきます。

新入団員数の推移につきましては、令和3年が13名、令和4年が12名、令和5年度が25名、令和6年度が13名、また、本年度が19名と平均しますと16.4名となっているところでございます。

次に、退団者数の推移につきましては、令和2年度が41名、令和3年度が23名、令和4年度が35名、令和5年度が30名、令和6年度が28名と平均しますと31.4名となりますので、新入団員数と比較しますと、年間で15名程度が一年間で減少しているという状況になっているところでございます。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 今、説明をいただきました。やっぱり新入団員については非常に私たちも努力して声かけたり、町長もそういう体制を取っておられると思いましたが、やはり、同じくやっぱり退団されていく方の数を把握しとかんと、やっぱり全体的には、やっぱり減っていくんだなという思いがこれで分かるかなと思いました。

そういった中で、前回質問した中で女性の消防団員の方が1名ほど入団されたという朗報ですかね、これもございましたので、その女性の消防団員の方ですね、現在の活動状況や今後の展望、展開についてですね、どのような業務に就かれているのか、また、活動の近況についてですね、伺いたいと思います。

その辺については、今、どのような状況になっておりますでしょうか。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは、新規女性団員の業務及び活動状況についてお答えいたします。

新規女性団員の業務につきましては、現女性団員と同様に出初式等での式典の補助を基本に行っていただくことにしております。

また、12月議会の一般質問で答弁いたしました。夏場の火災時のバックアップ体制の一員として、火災現場の団員等に水分を届けてもらうなど熱中症対策としての活動ができればというふうにも考えているところでございます。

活動状況につきましては、4月13日に辞令を交付し、その日に行いました上益城消防署の指導による新人団員の規律訓練に参加をされているところでございます。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 今後ですね、また引き続きですね、そういった女性団員を募集されていかれるのか、この辺についてはいかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） 女性団員の募集についてお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、女性団員の募集につきましては、今後も行っていきたいというふうに考えているところです。

現在も町の公式ウェブサイトにおきまして掲載をしておりますし、継続的に広報紙等も活用しながら募集を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 女性消防団員の方ですね、やっぱりその力で言いますかね、その持てるですね、その可能性を大いにですね、やっぱり生かしていただきたいという思いがございます。

そのようなことを踏まえてですね、今後どのような活動にですね、町としては期待をされておられるのかお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） 女性団員の今後の活動についてお答えをさせていただきます。

女性団員は現在、新規で入っていただいた方が1名と、あと役場の分団に3名いますので現在4名というふうになっています。

まずはですね、女性団員の確保が喫緊の課題ということで、確保に努めていきたいということに考えているところでございます。

また、女性団員が10名程度確保できましたら、女性分団としての位置づけを行えばなというふうにも考えているところでございます。

他自治体の活動事例によりますと、広報活動という部分が大幅になっていますので、広報活動に従事していただきながら、男性団員等の団員確保にもつなげていければというふうに考えているところでございます。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） それでは、3番目の質問でございますけれども、消防車両の規格別、免許種別保有台数と更新計画ということで質問させていただきます。

この件につきましては、担当課のほうから資料を提供いただいております。保有消防車両のポンプ車及び積載車別の台数、併せて運転免許種別、マニュアル車、オートマチック車による区分並びに車両の更新時期について、資料に基づいてでも結構ですので担当課の説明を求めます。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは、消防車両の規格別、免許種別保有台数と更新時期についてお答えいたします。

消防車両の規格別としましてはポンプ車が1台、小型動力ポンプ付積載車が21台、軽の小型動力ポンプ積載車が6台の計28台となっております。

免許種別保有台数につきましてはマニュアル車が19台、オートマ車が9台となっております。

更新時期につきましては、購入から20年をめぐりに毎年1台から2台の更新を行うように計画をしているところでございます。

本年度は第4分団第3部船津を更新することになっているところでございます。

また、資料につきましては、第1分団第8部宮内におきまして団員数が減少しており、再編も含めて検討しておりますので、更新年が空欄というふうにはなっているところでございます。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 今、説明を基にですね、今度4番目の質問に移らせていただきますけれども、4番目の質問といたしましてはですね、運転免許資格取得等への支援策ということで、今の資料の提供いただいたのはこの4番につなげるための資料ということでございます。

運転免許制度もですね、以前に比べて細分化されました。現有の消防車両を団員であっても運転できないというような事案があると伺っております。

そういった現状の把握と支援策について町の考えを伺うということでございますけれども、先ほどの提出いただいた資料の中でですね、見てみますと、まず道路交通法ですね、道路交通法にうたってある普通免許で運転できる車両規格でいきますと、一番大きく変わった年度がですね、平成29年、2017年の3月12日以降にですね、免許を取得された方、現在でいうなら年齢的には26歳以上ぐらいの方になると思うんですけど、その方たちが乗れる車というのはですね、普通免許で乗れるのは車両総重量が3.5トン未満、最大積載量が2トン未満、乗車定員が10人以下という規定がございます。それで見ていきますと、ポンプ車がございますけど、これが4,410キロなんで4.4トンですかね、となると普通免許では運転できないということでございます。これを運転するためには、今免許制度も変わって準中型、そして中型免許でございますけれども、準中型免許が必要になってきはしないかなという思いが一つはございます。

それと、先ほど資料の説明の中で、オートマチック車が9台、そしてミッションが19台ですね、ということでございます。以前、私たちが免許取ったときはほぼほぼミッションでございましたけれども、最近免許取得される方々、特に今の車はオートマチックが主流でございますので、そういった若い方たちが免許を取られたときにオートマチックで取られた場合におきましては、ミッション車は運転できないということになります。

ちょっと調べましたけど、ミッション車をもし、オートマチックからミッション車に限

定解除をするとすれば、教習所に通われたてするなら5万円から8万円の費用がかかりますよ、ていうようなこともちょっと書いてありましたもんですから、随時、20年以上たったものについては更新されながら、そして見てみますと、最近購入されたのはほぼほぼオートマチック車になってきているということになっておるようでございますので、ただ、それまでに、やっぱり若い人たちが実際に火災のときに消防詰所に来てでもですね、運転できないというような事例がでてきては非常に困るなという思いがございます。

そういったことも踏まえてですね、やっぱり消防団員において、そういった免許の限定解除だったり中型の免許を取得するとか、そういった要望等がですね、もしあったとするならば、その辺について町も何か考えていかなん時期にきてるんじゃないかなという思いがありますので、その辺の支援についてどう考えておられるのか伺いたいと思います。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） では運転免許資格等への支援策についてということでお答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、平成29年3月12日以降に取得された普通自動車免許で運転できるのは自動車の車両総重量が3.5トン未満となっております。そのため、先ほど言われましたとおりポンプ車については、29年以降の取得の方は普通免許では運転ができません。準中型免許が必要になります。また、積載車につきましては、普通免許で運転はできますけれども、最近、議員おっしゃるとおり、オートマ限定で免許取得される団員もおられるということですので、マニュアル車については運転ができません。

そういうことで、先ほど更新時期も申し上げましたが、いま新たに更新する分については全部オートマ車に変更しているところでございます。

そのためにですね、免許取得、資格の取得についての支援が必要じゃないかということでございますけれども、いま現段階ですね、団員全員の免許取得状況がまだ把握がしてない状況でございます。

そうですので、まずは免許取得状況をですね、まず把握をさせていただきたいと考えているところです。これにつきましては、本年早い段階にですね、免許取得状況を確認をさせていただきながら、その結果を基に団員が運転できない団がどれぐらいあるのか、その辺の踏まえましてところで消防本部会議の中で協議を行っていきたいというふうには考えているところです。

県内ではですね、2町村ですかね、補助を出されてるところもありますけれども、そういうところの先行事例もですね、引き入れていきたいというふうには考えているところではございます。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 冒頭でも述べましたとおりですね、やっぱり消防機能をですね、持続的、かつ、やっぱり効率的に維持していく対策の一つとしてですね、是非検討をしていただきたいということでございます。ありがとうございました。

続きまして、大きな質問事項の2番にも移らせていただきたいと思います。

質問事項の2番につきましては、宮内地区の道路維持管理と改修、改良への過疎債の活用ということでございます。

町道や農道など町が管理する道路において、道路の陥没や倒木等による車両等への被害の報告が議会の中でも度々報告されておりますことから、維持管理の重要性と過疎債の終了を見据えた道路の改修や改良について質問をさせていただくもので、特に今回の質問は、中山間地域である宮内地区の道路問題について質問させていただきます。

初めに、1番といたしまして、町道小鹿線の崩土対策ということでございます。

町道小鹿線につきましては、起点である県道三本松甲佐線から小鹿集落へ向かう左側法面からの崩土や落石対策として落石防止柵が設置されておりますけれども、経年により土砂がたまり道路側へはみ出している箇所もあることから、この対策、堆積土砂の除去やネットの更新について担当課の考えを伺います。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） それでは、町道小鹿線の崩土対策についてお答えしたいと思います。

議員が先ほどご指摘されております町道小鹿線の防護ネットにつきましては、先ほど申されたとおりですね、県道三本松甲佐線から小鹿地区へ入ったところにありまして、ちょうど小鹿線に沿って約300メートルの区間において法面に落石防護のネットが設置されております。この落石防護ネットにつきましては、隣接する県道三本松甲佐線において、災害防除対策として平成22年度から平成24年度にかけて熊本県で設置されたものであります。

現状としては、防護ネットには石や土砂が堆積しておりまして防護ネットが膨らんできているような状況であります。通行人はですね、大きな支障はありませんけれども、視覚的に圧迫されるようなところもありまして、圧迫されるようなところが感じられるところもあるということです。

防護ネットの管理につきましては、先ほど申しましたとおり設置された熊本県ということになりますけれども、熊本地震の際には通行に支障をきたしているため、道路管理者として町で岩や土砂の除去を行った経緯もあります。

今回につきましても、堆積土砂の除去とその後の安全対策を踏まえ、管理者である町のほうですね、工法を検討を行っているところであります。

以上です。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 今、担当課長から説明がありましたとおりですね、県道三本松甲佐線、それに並行して町道小鹿線がございますけれども、県のほうで対応していただいたという経緯があるということでございました。

ただ、課長申されましたとおり熊本地震の際ですね、そのときにやっぱり報道があって、町のほうで緊急的に対応したという経緯もあるということでございましたので、特に今から梅雨に、もう梅雨に入っておりますけれども、雨が降る時期でございますので、その辺

についてはですね、担当課としても管理上ですね、注視していただいてその辺の改善に向けてですね、調査検討をしていただきたいと思います。

続きまして、2番目でございますけど、町道坂谷線の舗装改修ということでお尋ねいたします。

町道坂谷線は数ある町道の中でも一級町道として重要視されてきた路線と考えております。現状の舗装面については、亀裂が入っている箇所や凹凸のある箇所など部分的な補修は見受けられますけれども、起点側からでも計画的な改修ができないものかということで伺いたいと思います。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 町道坂谷線の舗装補修の計画についてということでお答えします。

舗装補修につきましては、町内全域の路線で優先順位を設けてですね、計画的に実施しているところであります。

坂谷線につきましても同様に他の路線とのですね、優先順位を踏まえて計画的に実施していくというふうにしておりまして、特に坂谷線につきましては延長がですね、長く、区間を分けて実施していくというふうに考えておるところであります。

ただ、劣化が激しくてですね、通行に支障を来す場合はですね、状況を見て早急に部分的な舗装補修を、すぐに対応をしていきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 続きまして、3番目でございます。町道西原線の道路改良について質問させていただきます。

本路線につきましては、以前にも担当課に提案いたしましたと記憶しておりますけれども、西原集落に入って公民館まで行く区間においてですね、勾配もきつく以前から路肩には土のうを並べられ、排水対策なのか、あるいは路肩決壊を防ぐためなのか、数年前から現在に至るまで変わらない状況であると認識いたしますが、排水対策を含めたですね、改良計画などは考えておられないのか、通行に際して危険な状況ではないかと考えますので町の考えを伺います。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 町道西原線の道路整備、排水対策についての計画について回答します。答弁いたします。

町道西原線の道路整備につきましては、現在中山間総合整備事業の営農飲雑用水施設整備工事が県の事業として行われておりまして、その区間において舗装の打ち替えを今予定しているところであります。

舗装の打ち替えについては、県と合わせて行うこととしておりまして、町が施工する区間は防火水槽が設置されておりますけれども、そちらから柳瀬入口までの約275メートルを実施するというふうに考えております。

現在こちら入札中ですので、業者が決定すれば10月末までの予定で工事を行っていきたいというふうに考えているところであります。

先ほど言われました排水対策についてですけれども、排水対策については、工事施工時に路面配水の処理としてアスカーブを設置するなど実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 課長言われますとおりですね、やはり水問題ですね。配水問題、特に縦断勾配がものすごくきついで、やはり山側にでもですね、片勾配を盛っていきなりアスカーブをつけるなりして水をやっぱり導いていただきたいと。その下に集落がございまして、やっぱりその懸案事項があって土のうが積まれているという状況だと思えます。

それと、先ほど申されたとおり、県営の中山間総合整備事業との絡みもあるというようなことでございます。同時に施行されるということであれば町が発注をされて、経費の案分ですかね、そういった形になっていくのが一番理想かなと思いますけど、そのような手法を取られるということで認識してよろしいでしょうか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 舗装の件につきましては、県と分けてですね、発注する形になります。あくまでも県の工事というのは、もともと、その隧道の掘削部分だけ舗装するところまで考えられておりましたので、全面舗装する当たってその分の面積割当てをですね、圧縮して県のやる部分と町で発注する部分と分けて、工事を発注して行うこととしております。

以上です。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 課長、イメージとしてですよ、片方が施工した後に片方がするというような、何か、ちぐはぐな仕方じゃないですよ。やっぱり一面になりますよね。そこだけは確認したいんですけど。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 工事、施工に当たってはですね、あくまでも、その同時施工を考えております。ただ、発注についてはそれぞれの県、町で発注するという形になります。

以上です。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 問題のこの質問の4番目にいきますけど、今質問いたしました3路線でございますけれども、この中山間地域、まあ過疎地域にある路線でございますので、この3路線のいろいろな整備だったり改良だったりですね、その辺については過疎債の活用が可能なのか、この辺について伺います。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） ただいま説明しました3路線についてですね、過疎債の活用は可能かというところですが、まず、最初の小鹿線につきましては道路維持ですね、土砂を撤去する場合はちょっと難しいかもしれませんが、工法的にですね、費用がかかるような工事を行う場合であればですね、交付金や過疎債を活用して実施するということになります。

町道西原線の舗装工事の財源につきましては、社会資本総合整備交付金を活用して、残りを過疎債で実施するという形で考えております。

それから、町道坂谷線につきまして舗装工事を実施する場合は同様にですね、財源は交付金と過疎債を活用するということになります。

以上です。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） これが最後の質問になると思いますけれども、5番目といたしまして、過疎債終了後の各種事業への影響と対策ということで質問させていただきます。

過疎対策事業債、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末に期限を迎えました。新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が10年間の時限立法として令和12年度、令和13年3月まで施行されております。

このことを踏まえ、過疎地域の要件を満たさなくなった場合のことを考えたとき、これまで実施してきた事業継続への影響や過疎債に代わる新たな財源の確保をどう考えるのかということで質問をいたします。

初めに、これまで取り組んできた各種事業と令和6年度の過疎債の状況について説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは、過疎対策事業債の対象として取り組んできた各種事業と6年度の活用状況についてご説明を申し上げます。

まずは、過疎対策事業債の対象になる事業の根拠について説明をいたします。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定によりまして、過疎地域の市町村が策定する過疎地域持続的発展市町村計画に基づきまして実施する事業に活用できるものというふうになっております。

これまで取り組んできた事業について説明を申し上げます。

まず、主なハード事業といたしましては道路改良事業、橋梁補修事業、中山間地域総合整備事業、耐震性貯水槽設置事業、小型動力付積載車更新事業や教育の振興としての事業などに活用しております。

先ほど、令和6年度と言われましたので、事業といたしましては6年度で説明をさせていただきたいと思いますが、まず、ハード事業の9億8,750万3,000円のうち、そのうち過疎債は5億1,760万円というふうになっているところでございます。

また、ソフト事業にも活用ができますので、主なソフト事業といたしましては行政運営

交付金事業、保育料負担軽減事業、こども医療費助成事業などに活用させていただいております。事業費といたしましては、令和6年度では6,260万4,000円に対しまして過疎債は5,880万円となっております。

令和6年度の過疎対策事業債は総額で5億7,640万円の見込みということになる予定になっております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 説明ありがとうございます。金額がちょっと大きくて、書き留めていくのが非常に大変なんですけれども、ある程度アバウトに考えてですね、総務課長、6年度で9億8,000万とか出ましたよね。その中で、ハード事業のほうでは過疎債が5億1,000万ということになりますと、割合的にいくともう5割以上を過疎債を利用するというところでございます。

ただ、仮に10億といたします、10億として、先ほど建設課長も説明の中でありましたとおり、やっぱり社会資本整備総合交付金だったり国の補助金をいただいたときに、10億のうち半分来た、そしてその残りを過疎債を利用するとすれば、先ほど説明あったような50%くらいの過疎債になると。

ここは総務課長詳しいと思うんですけど、過疎債というのは町で言うなら借金ですよ。お金を借りる。お金を借りた場合にそれを返さなきゃいかん。しかし、過疎債を借りたときは7割かなんかが将来的には交付金として返ってくるようなことを、ちょっと以前お尋ねした記憶があると思うんですけども、その辺の、償還していく中で実際的には10億借りて、半分補助金もろうて、残りの過疎債について実際町は何億ぐらいのお金を持ち出す、一般財源を持ち出せば、その10億の仕事ができたのかというのが、ちょっとアバウトでもいいですので分かりますかね。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） 今、道路のところでも申し上げますと、充当率が90%、言われる交付金対象となるのが90%、それで10%は主だってもう一般財源ということになりますので、先ほど言われました10億円だったら1億円が一般財源という形になります。

あと、それぞれ事業で交付金のその充当率が若干違ってきますので、その辺で若干誤差ありますけれども、そういう形になっているところでございます。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 私もそのくらいじゃないだろうかなという理解でお尋ねしたところでもございました。だけん、非常にこの過疎債というのは甲佐町にとっては、やっぱり助かってきた事業だったんだなという思いがあります。

そういったことを踏まえてですね、ただ、時限立法ということで令和12年度には終了するというところでございますので、令和7年度ですね、当該年度以降ですね、12年度までの計画についてですね、町のほうではどのように考えておられるのか説明を求めたいと思

ます。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） 議員言われますように、過疎地域指定外になる前の12年度までの計画についてということでお答えしたいと思います。

基本的な考えといたしましては一般財源投下額の抑制に向け、先ほど答弁いたしました過疎対策事業債が活用できる事業につきましては、活用する方針を立てているところでございます。令和6年9月に作成しました令和6年度から令和10年度までの甲佐町中期財政計画によりまして、令和7年度から令和10年度までの4か年で23億5,930万円の過疎対策事業債の活用を計画をしているところでございます。

そういうところですので、令和12年度までも例年活用しております事業等に活用していくことになるというふうに考えてるところでございます。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 計画は持っておられるということで安心はいたしますけれども、それでは最後に、過疎地域指定が終了した後ですね、これまで実施してきた事業継続への影響、あるいは過疎債に代わる新たな財源の確保についてどう考えているのか、そして併せてですね、これはもう、町長に最後にはお答えいただきたいと思うんですけれども、令和13年度以降における町長の政策、あるいは町長が掲げられましたマニフェストの施策等への影響の有無や対策について、最後には町長の答弁をいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） 過疎地域指定終了のこれまで実施してきた事業継続への影響や過疎債に代わる新たな財源の確保についてお答えをしたいと思います。

過疎地域から指定外になった場合につきましては、様々な影響を及ぼすことにはなりません。過疎対策事業債の利用が制限されることでインフラ整備などが、これまで過疎対策に充てられてきた資金の調達が難しくなる可能性があるということに考えてるところです。

そのために、過疎地域指定除外になった場合の新たな財源といたしましては、中長期的な視点に基づく地域力の持続化対策を計画的かつ持続的に講じるための事業に要する費用の財源を確保するために、令和4年12月に甲佐町地域持続化基金を設置させていただいております。その基金を活用させていただきたいというふうには考えているところです。

また、各種事業で活用できる交付金事業、今で言いますと社会交付金や補助事業がありますけれども、そういう交付金事業等がないかなど国からの情報をしっかり把握しながら新たな財源確保に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは私のほうから、過疎地域指定後の令和13年度以降における町長の政策や町長マニフェストに掲げられた施策への影響の有無についてということでは

答弁させていただきたいというふうに思いますけど、まず、私の任期がですね、令和9年8月までということで、私のことはちょっと置いていて、その時点での令和13年、過疎地域指定後、町政を担われる町長の政策、マニフェストの施策の影響の有無についてということで答えさせていただきたいというふうに思いますけど、先ほど総務課長が答弁されたとおりですね、様々な影響を及ぼす可能性があるというふうに考えております。

政策やマニフェストの施策を進めるに当たっては、過疎対策事業債に代わる財源の確保は必要なものであると考えておまして、先ほど総務課長からの答弁と重複いたしますが、中長期的な視点に基づく地域力の持続化対策を計画的かつ持続的に講じるための事業に要する費用の財源を確保するためにですね、令和4年度に甲佐町地域力持続化基金というのが創設されております。

この地域力持続化基金につきましては創設当時ですね、目標額といたしまして令和12年度末までに21億円を積み立てる計画としてあったところでございます。現在、最新でですね、令和6年度末現在での基金積立額といたしましては、現在7億円ということでございます。

また、議員もご承知のとおりですね、ふるさと甲佐応援寄附金についても、今現在、順調に寄附金が集まっていることからですね、このふるさと甲佐応援基金も新たな財源確保につながるものと考えているところでございます。

そういったとこ、現在ふるさと甲佐応援基金も順調ということでございますので、最新のシミュレーションを財政担当に行っていただいたところ、当初計画では21億円の基金積立の計画であったんですけど、現在の最新シミュレーションでいくと令和12年度末現在で29億円程度の基金が集まるんじゃないかと、積み立てられるんじゃないかというような最新の試算が出てるところでございます。

令和13年度以降におきましても、これまでどおり行政サービス、インフラ整備が継続して実施できるように計画的な地域力持続化基金への積立てを実施していくことといたしております。

以上でございます。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） ありがとうございます。

町長が冒頭に述べられましたとおり、町長も私たち議員も限られた任期でございます。

しかし、私たちの背負う、やはり、町民の方々の大きな期待と付託をいただいておりますので、私たちはその将来に向かって町が潤うようなですね、住みやすい町になすことが使命と感じておりますので、大いに期待を持っております。

最後になりますけども、私の思いでございますが、過疎地域における町民の方々の暮らしやすさ、安全性、利便性の向上などさらなる検討や研究を切に希望し、私の一般質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮本修治君） これで、3番、鳴瀬美善議員の質問は終わりました。

昼食のためしばらく休憩します。午後は1時から再開します。

---

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

---

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長から、先ほどの鳴瀬議員からの質問について答弁の申入れがっておりますので、これを許します。

総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） 大変申し訳ございません、先ほど鳴瀬議員の過疎対策事業債の充当率と一般財源の金額について質問がありました件につきまして、すいませんが、修正をさせていただければと思います。

充当率につきましては過疎債については100%ということになりまして、それに伴います交付税措置が70%ということになりますので、一般財源の持ち出しについては、先ほどの合計に対すれば1億5,000万が一般財源の持ち出しという形になります。

訂正してお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後1時00分

再開 午後1時01分

---

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番、井芹しま子議員の質問を許します。

9番、井芹しま子議員。

○9番（井芹しま子君） 9番、井芹です。どうぞよろしくお願ひいたします。

私は、5月24日、オープンセレモニーが行われました起業等応援施設と町の活性化について、その展開と運用についてその方向性、その具体化について一般質問の要旨を中心に質問をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひをいたします。

国は、2023年から5か年計画のデジタル田園都市国家構想を閣議決定し、デジタル技術の活用で地域の個性を生かしながら地方の社会問題を解決し、地方を活性化し、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会の実現を目指すとしました。

そして、四つの重点項目、1、地方に仕事をつくる、2、人の流れをつくる、3、結婚・出産・子育ての希望をかなえる、4、魅力的な地域をつくることを挙げています。

この施設は、このデジタル田園都市国家構想の交付金によって、活用して設置をされております。設置費用は8,953万円、業務委託は5年間で3,250万円となっております。町は様々な地域課題を抱える中で、大変大きな期待を寄せている施設でもあります。地元商店街や町民からも注目されている施設となっております。

まず初めに、この施設につきまして、町として特に期待を寄せる点、目的などについて

改めてお伺いしますとともに、運用開始は5月からとなっておりますけれども、現在の運用状況、またフリースペースや室内、屋外の交流施設などでの企画されているものがありましたらお願いをいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） お答えいたします。

まず、この施設の目的というところでお答えいたします。この施設につきましては、昨年12月議会でご議決をいただきました、この施設の設置、管理及び使用料に関する条例第2条に大きな目的と規定をさせていただいております。こちらにつきまして、新たな起業等の進出を促すとともに、進出された企業と既存事業者等との連携、また、地元の町民との交流連携などにより地域活性化を図るところを大きな目的とさせていただいております。

また次に、運用状況といたしましては、現在入居につきまして、2社につきましてが決まっております。残る交流スペースにつきましては5月から予約を開始をさせていただいております。こちらにつきましては、運営者がこの交流スペースを積極的に活用ということもございますけれども、地域住民の方が会議だったり、交流の場ということで使っていただくということを想定しております。

また、事業計画につきましては、今後子どもたち用のイベントだったり、事業者さん用のイベントだったりというのを企画されている状況でございます。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 事業計画はですね、それぞれに少しずつ出されているようですが、今二つの事業者が入居をされているということでしたけれども、二つの事業所さんと、また管理運営や業務委託をですね、しておりますみらいさんを含めると三つの事業所さんがですね、現在のところの施設での事業を展開されようとしております。それぞれの具体的な事業計画が分かっていたらお伺いしたいというふうに思っておりますけれども、先ほど答弁をいただきました。

その中のMYプロデュースさんにつきましては、皆さんもよくご存じの元KKT司会者の本橋さん方の事業者さんで、甲佐高校の産業人材育成のセミナーを1年生を対象に、町の委託業務としてですね、契約されておられます。

これは年間12回、月1回程度、1時間程度でしょうか、年間500万円、3年契約となっております。計算をしますと1回1時間程度でしょうか、40万円ほどのセミナーということになりますので、高校1年生を対象にした事業を起こす起業教育や地域資源をビジネスで解決する手段、手法を学ぶという大変レベルの高そうなセミナーのようですが、そういった点におきましてはですね、生半可ではない町の期待度が分かるわけですが、これはこの事業を実施する理由や具体的に3年間を通してですね、どんな成果を期待されているのか、そして、子どもたちがですね、どこまでのスキルをですね、得ることを期待しているのか、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） お答えいたします。

甲佐高校魅力化業務委託というところで、産業人材の育成事業というところでMYプロデュースさんのほうにさせていただいているところでございます。

こちらにつきましての具体的な成果につきましては、まずこの人材育成業務委託につきましては、こちら、3月議会でちょっと答弁した内容と重複する部分もございますけれども、起業の観点を取り入れたキャリア教育、それから地域との連携事業を行うこととしておりまして、甲佐高校生がこれらの事業を通しまして社会的、職業的自立に向けたキャリア発達といった人材育成を図られ、これらの事業を行うことにより甲佐高校の魅力を上げ、最終的には入学者を確保し高校の存続を図りたいというふうに考えております。

また、具体的にというところでございますけれども、こちらにつきましては課題の探求能力を上げるというような目的もございます。いろんな商店街だったり、地元に入ってきたきまして、単なる課題解決というよりも起業という観点を持ったところでの、どういうふうに課題解決ができるのかというふうなところでの地域連携事業というところも予定しております。

そういったものに関しましては高校のほうで求められております、例えば思考力、判断力、表現力、それから主体的に学習に取り組む、そういった態度とか、そういったところについても効果が期待されるというふうに考えているところでございます。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 今、答弁をいただきましたけれども、先ほど、甲佐高校のですね、校長先生とお話をする機会がありましたけれども、議会でも発言がありましたけど、残念なことにですね、入学した生徒さんの半数近くが中退をして通信制のほうに移られるということをお聞きをいたしました。全員がそろって卒業ができるようにですね、子どもたちが何を求めているのか、何が必要なのか常に学校としても考えられるというふうに思います。

そういったこともある中で、このセミナーを継続させる上での困難も出てくるのではないかとこのように思うんですけれども、事業者さんや学校、町で考えておられることがありましたら、内容的にはですね、今答弁をいただきましたように本当に素晴らしい内容で、子どもたちの成長にとって、このセミナーがですね、十分生かされることですね、学校を続けていく、継続をする力にもなるかというふうに思うんですけれども、現実はそのようなこともありますので、その点については、1点、どのようにお考えなのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） 最初に、生徒の半数以上の方がそういった状況にあるというところを言われたところでございますけれども、中退ということではなくて転学という方もたくさんいらっしゃるというところでもございます。

こちら、キャリア教育につきましては、今後その生徒さんが自分の将来を主体的にどういうふうを考えていくのかということにつなげるということも目的もございまして、校長先生とも、町長をはじめですね、いろんな協議をさせていただいていく中で、いろんな体験をして欲しいというような要望もいただいておりますので、そういった校長、あと高校からの要望も踏まえた上で今後、より効果的で、あと生徒さんにも学校にもよりよい効果が上がるような取組をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 是非ともそのような方向でですね、進みますようにですね、お願いをしたいものだというふうに思います。

次に、みらい株式会社様、この施設の管理運営、委託業務についてですね、委託業務は先ほど答弁がありましたような町の施設の設置に対する目的がございまして、その委託業務についての事業をですね、展開されるわけですけれども、もう少し具体的な業務についてですね、お尋ねをしたいというふうに思います。

そしてまた、あと1事業者、システムエスさんがですね、チラシも見ましたけれども、システムエスさんについてもですね、具体的な事業計画がですね、あるようでしたら、その点についてもですね、お聞かせいただければというふうに思います。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） まず、みらい株式会社さんの具体的な業務ということでございますけれども、まず、みらい株式会社さんにおかれましては、会社といたしましては、主にコンサルティングの業務をされているというところでございます。こちらにつきましては施設運営者といたしましては、まず、施設の維持管理業務、それから企業誘致業務、それからデジタル人材の育成業務というところで業務を予定されているというところでございます。

続きまして、入居者のシステムエスさんにおかれましては、こちらにつきましては主に現在もシステム開発業務をされているというところでございます。今後につきましてもシステム開発業務を行われるというところで聞いているというところでございます。

以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 今、答弁いただきましたように全体としてですね、デジタル人材の育成、それから企業誘致、企業立地、産業立地、これをですね、業務委託として事業として展開をしていくということなんですけれども、そういった点ではですね、この事業者に寄せる期待は大変大きなものがあるというふうに思います。

1点、地域経済の活性化に向けてですね、施設と地域企業との連携をですね、上げておられますけれども、もう一点その中身についてお聞きしたいというふうに思います。

また、どう地域経済の活性化に結びつけるのかですね、これは町の商工業の課題とも結びつくとは思いますが、この点についてお伺いをいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） 町の地域経済の活性化にどう結びつくのかというところでございます。

まず、施設の運営権者につきましては、先ほども答弁いたしましたけれども、施設管理と併せましてデジタル人材育成業務を委託しているところでございまして、こちらにつきましては町内における人材の掘り起こしなどによりまして、地元企業の課題の一つであります人材不足の解消にもつながるといいうところもございまして、企業の持続または発展につながる効果が期待しているところでございます。

また、入居起業者におかれましては、その自社の強みといたしまして、例えば、システム開発だったり、プロデュース業というところでございますけれども、こちらを既存の地元事業者の課題解決、例えば経営や運営におけるデジタル化が進まない、例えば広報戦略についてどうしていいかわからないといったような、こちらは一例ではございますけれども、そのような課題を解決するために活用するといいうところでございまして、入居企業の事業展開につながるとともに地元事業者さんの発展にもつながるといったことによりまして、経済効果が生まれるといいうところで考えているところでございます。

以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） デジタル化はそれぞれ、地方ではデジタル化がですね、なかなか遅れている部分もというふうにあると思いますので、どれだけこのデジタル人材を養成のニーズがあるのかどうかですね、そこら付近はどういうふうにつかんでおられるのか分かりませんが、やっぱりそういった、今の時代ですね、そういった人材養成もですね、求められているんじゃないかというふうに思いますので、そういったのがですね、きっちり行われるようにですね、やられるように是非お願いをしたいというふうに思いますけれども。

次にですね、いろいろ仕様書とか、それから町が目指しているもの、いろんな文書が発行されておりますけれども、その中でですね、本町にない新たな分野に挑戦する事業者が本町へ進出するスタートポイントになるというふうに表現があります。

また、地域課題の解決に向けて足がかりとなる拠点を目指しているというふうにありますけれども、具体的にこの町にないですね、新たな分野とは何かということですね、お尋ねをしたいというふうに思います。

この施設がですね、そうした事業者が本町へ進出をするということを町としてもですね、推進しようというふうにしているというふうに思いますので、その点についてとですね、また、この施設がですね、地域課題の解決に向けて足がかりとなるという、この足がかりという言葉がですね、少し私ちょっと気にかかったことなんです。

足がかりとなる拠点を目指してというふうにありますけれども、地域課題というふうにしてその文書の中ではですね、括弧して教育、情報通信等というふうに記載をされておりますけれども、そのどこにですね、どのような課題があるのかということで、町の認識をお伺い

したいというふうに思います。

また、地域課題についてはですね、常日頃、役場におかれましては住民や現場の声、それから様々な情報データがですね、蓄積されておりますので、地域課題は町も十分把握されて施策立案されてきたというふうに思いますけれども、県外の事業所さんにですね、地域課題の解決の足がかりを求めているわけですが、足がかりとはどこまでを言うのかですね、この点についてお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） まず、新たな分野というところで、入居募集のほうにも記載しておりましたこちらにつきましては、特に具体的に限定するものとしてはありませんけれども、新たな分野といたしまして総務省においても推進をされております、例えばICT関連事業などを一例として想定をしているところでございます。

また、同じように入居募集の中で地域課題の足がかりというところも記載させていただいております。こちらにつきましては、入居募集の中で、この施設は地域課題の解決に向けた取組を加速するための足がかりとなるような拠点施設となることを目指している、と書かせていただいております、このことにつきましては、この施設の中で新たに進出されました企業等がそこだけで事業が完結するのではなく、その施設に関係する企業等の取組だったり、地元起業者さんとの連携だったり、そういったものを始めるきっかけとなるというところで考えまして、足がかりという言葉を使わせていただいたところでございます。

また、地域課題につきましては、こちらもおそらく入居募集の募集目的の中の教育、情報通信というところを記載しておりましたのでその部分についてのお尋ねといたしますけれども、こちらにつきましては、例えば、昨年8月議会で町長答弁でもございました児童生徒の学力向上対策、これをはじめといたしまして、多様な学びの場の創出を目的とした教育、また、情報通信等につきましても、国でも推進しているデジタル化の実現を見据えた取組の推進の必要性を考えまして記載をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 言葉ではですね、分かりますけれども、それがですね、どういうふうに具体的に具体化されようとしているのかっていうのがですね、やっぱりこの施設の運營業務についてもそうですけれども、全体として具体的に何がやられようとしているのか、言葉ではですね、あるんですけどもそこら付近がですね、なかなかつかめないのこの質問をさせていただいておりますけれども、今の点でもですね、なかなか具体的にということではですね、答えはいただけませんでしたので、今後ですね、そういった点は具体化されていくのかなというふうに思いますので、またその時期になりましたらその点での質問をさせていただきたいというふうに思うんですけども。

この質問をですね、やっぱりさせていただききっかけになりましたのは、昨年、子育て支援の策定で東京の業者にですね、年間500万円で業務委託をしたことがありました。子

育て支援は地域でですね、様々ありますし、東京の事業者に依頼をしなければならなかったのかなというふうに考えます。地域課題の解決に向けてもですね、業者に頼る部分もあるというふうに思うんですけども、業者もしっかりですね、業者をしっかり使い、行政としてですね、しっかり、その点では施策立案をすることが大事だというふうに思いますので、その点は議員もしっかりなわけですけども、こうした点も考えていく必要があるのではないかなというふうに思ってこの質問をですね、お尋ねをさせていただきました。

次にですね、またレンタルスペースは二つの空きがあります。今募集をされているということですけども、今後、どのような事業者をですね、町としてはですね、期待をしておられるのかなというふうにお尋ねをしたいと思います。

また、熊本市内中心部よりですね、少し距離があったり、人口も1万人弱と多いとはいえない甲佐町で新しく事業を立ち上げる、起業をする、施設はその受皿にするというふうにしていますけども、甲佐町で事業をするメリットはどのようにお考えでしょうか。

町はあるとして造っているわけですので、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） まず、町としてどのような事業者を希望しているのかというところがございますけれども、こちらにつきましては先ほどの答弁でもいたしましたけれども、新たな分野といたしまして、総務省において推進されてる、例えばICT関連事業、あとは情報通信事業などを町としては今想定をさせていただいているところがございます。

また、甲佐町に事業を立ち上げるメリットということでございますけれども、こちらの施設、例えばこの起業等応援施設に入居するメリットというところで考えますと、もう既に整備が終わっておりますので大きな整備等が不要な状態でオフィスを構えられるといったところでの初期投資の面での利点、それから、内閣府の企業誘致サイトにもちょっと掲載をされているところですけども、地方に進出される企業におきましては、地方におけるいろいろな地域社会の課題解決を通じた地域貢献だったり、地方創生への取組、このことが企業の社会貢献性、それから価値を上げるというところで求められているというところもございますので、このようなところにもメリットを感じていただけるのではないかなというところで考えております。

以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 地方創生の面が求められると言いましてもですね、やっぱり事業所としてですね、やっぱり成り立たなくてははいけませんので、そういった点についてはですね、どうなるのかなというふうに思います。

それでですね、また入居期間をですね、3年として2年の延長もできるとしておりますけども、期間を設けた理由、また施設のですね、退去後ですね、甲佐町での事業継続を求めていますけれども、例えば、MYプロデュースさん方もですね、甲佐町に事業所を設けるということになるのかですね、町での事業継続こそがですね、施設の目的でもあるわけ

ですけれども、その点についてはどうお考えなのかお伺いをいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） 甲佐町に事務所を置くことということでございますけれども、こちらにつきましては、入居募集におきましても退去後、甲佐町において事業を行う計画を有する者、また事務所等の新規の開設を計画している者というところで、基本要件を前回の入居募集では定めさせていただいておりますので、申込み時点におきましては、退去後に甲佐町に事務所等を置くことを計画されているというところで提出をいただいておりますし、町といたしましてもそのようになるように良好な関係を築きまして、実現を促すよう努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） それはサテライトオフィスというふうに考えてもいいんでしょうか。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） サテライトオフィスも含めたところですね、空き店舗だったり、そういったところに改めて事業所を置くといったところもしていただきたいというところで町は思っておりますので、そういうふうに促していきたいというふうに考えおります。

以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） また、レンタルスペースはですね、今出来上って、もちろん運用も始まっているわけですが、見ますとですね、なかなかやっぱり広さ的にですね、広いとは言えない、ちょっと狭いかなというふうに思うんですけども、どのくらいの人が、人数がですね、仕事をされるのか、にぎわいをつくり出す施設というふうに町も考えておりますので、フリースペースやですね、交流スペースなどがありますけれども、仕事やセミナーやですね、講習を受ける環境にあるのかどうかですね、また、事業活動の拠点とする意思がある者と、ということですね、入居の要件が先ほど言いましたようにあるんですけども、そういった点ではですね、もうこの常にですね、事業所関係者の方たちについてはですね、この事務所に常駐されるのかなというふうにですね、あの環境を見ればちょっと思うんですけど、そういった点についてはですね、どうなんでしょうか。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） まず、こちらの環境ということでございますけれども、おっしゃるようにこちらにつきましては交流スペースも併設させたところのオフィスということになりますけれども、こちらにつきましては入居募集の段階でこういった施設の環境を了承していただいた上で申し込んでいただくということではしていただいているところでございます。

また、常にこの場所で仕事をされるのかということではございますけれども、基本的にオ

フィスとして入居される場合はこの場所でお仕事をさせていただくということになると思いますけれども、近年の仕事のスタイルといたしましては、業態によってはオフィス以外で仕事をされる個人、またはそのことを推奨される企業等もございますので、働くその場所とかどのくらいそこで働かれるのかということにつきましては、入居される企業様のスタイルに応じたものとなると考えております。

以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） それでは、そこにですね、いなくてもですね、テレワークで仕事をされるということで、その事業所そのものを使わないということもあり得るんですか。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） こちらにつきましては、やはりあそこに居ていただくということも重要というふうに考えておりますので、入居の時のヒアリングの際には、できるだけこちらのほうでお仕事をさせていただくようにというところでも、町のほうからお話をさせていただいておりますけれども、ただ、システム関係になりますと、どうしても場所を選ばない働き方もありますので、そういったところも考えられるというところでの答弁とさせていただいたところです。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） あの施設がですね、様々なセミナーや講習、それから交流施設等で企画等もですね、あるというふうに思うんですけども、地域でにぎわいと、その地域に経済の活性化をつくり出すというわけですから、そういった点でですね、しっかりとその目的が果たされるような、それぞれの業者さん、その施設の使い方についてもですね、進めていただきたいというふうに思うんですけども。

次にですね、様々な、もちろん地域には産業があるわけですけども、産業連携の拠点というふうにしてその施設がしているわけですけども、産業連携の拠点、商工会がその拠点かなというふうに思ったんですけども、その違いについてお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） あの施設と、あと商工会の違いというところがございますけれども、まず、甲佐町の商工会につきましてはその基本方針といたしまして、地域経済の持続的発展に寄与すると、そういった目的で地域の中小企業、それから小規模事業者を支えるための身近なパートナーとして位置づけられておられ、社会一般の福祉の増進に資することを目的とされているということで総会でもありました。そのために、商工会におかれましては事業承継、資金繰りの支援などの経営に係る全般のサポート、それから地域活性化として各種イベントを主催、協力をされているというような状況でございます。

一方、この施設につきましては、まずは新たな起業の進出を促すといったところ、それから進出された企業と既存事業者との連携を図ることで地域活性化を図るというところを目的とさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） そこでのですね、企業の連携の必要性っていうところでは、どういった点がそこの連携の必要性があるのかという点についてはどんなでしょう。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） こちらの事業の連携というところでございますけれども、こちらにつきましては先ほど少し申し上げましたけれども、入居企業さんがご自分の事業だけを行うのではなくて、既にいらっしゃる既存事業者さんが課題とされている、例えば経営関係のデジタル化だったり、あとは広報戦略だったり、そういった課題に対して新たな企業さんが一緒になってブラッシュアップするとか、そういったところを連携を持ってしていただきたいというところで考えているところでございます。

以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 次に、産業というふうに、産業はいろいろ分野があるわけですが、ここで考えられておられるものとは違うと思うんですけども、この施設の活用についてですね、農業分野での活用といいますか、運用はできないのかっていうことをお尋ねしたいと思います。

今、農業は多くの課題に直面しております。高齢化の進行、後継者不足、労働力不足、気候変動などによる不安定な収入、収穫、国際紛争の激化など。こうした情勢に対応していくためにも、農業のデジタル化、DX化など強く求められて、一方ではですね、求められるというふうに思います。

スマート農業という規模というだけではなくて、身近なところからですね、デジタル化やDXによる農作業の効率化や品質の向上、販路の拡大など様々な点で不可欠なものとなっているというふうに思いますけども、既にこうした技術で頑張っておられる農家さんもあるというふうに思いますけども、この点について町はどのようにお考えでしょうか。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） 農業分野での活用というところでございますけれども、こちらにつきましては現時点において具体的な想定というところはございませんけれども、この施設の活用方法につきましては、農業だから駄目とか、そういった分野を限定するものではございませんので、入居される企業が持つその技術、それから手法につきましては農業分野においても発展的な可能性が考えられるものがございましたら、町としても大いに活用できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 是非、そういったニーズもですね、あるというふうに思いますので、是非そこら付近の検討を十分にさせていただきたいというふうに思います。

また、次にですね、そういったデジタル化、DXについていろんな相談等、それからデ

デジタル人材養成ということですので、これから事業も始まるわけですが、そういった点です、その費用といいますか、セミナーとかの料金が発生すると思うんですけども、この点はどうなるのかということをお尋ねしたいというふうに思います。

また、料金が分かりませんが、町全体としてもですね、こうしたデジタル技術やDXのプロがですね、進出してきているわけですから、町民の中で希望する講習などがですね、町民などの講習がですね、やっぱり受けやすくなるようにしたほうがいいんじゃないのかなというふうに思いますので、その点ですね、町はどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） まず、セミナーの受講料というところでございますけれども、あちらの施設の運営者が行うデジタル人材育成事業の中でセミナーを開催するというので予定をしておりますけれども、こちらのセミナーにつきましては、町が業務委託をしておりますので、どなたでも参加できるようにというところで受講料につきましては無料というところで、今計画をされているところでございます。

それ以外の、ほかの企業さんによる講習だったりというところもおっしゃられましたけれど、そちらにつきましては施設運営者とも今後検討してですね、協議していきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） そのようにですね、検討を進めていただくようお願いをいたします。

いろいろお尋ねした点についてですね、今後も議員として質問させていただきたいというふうに思っておりますけれども、この施設がですね、真に町民の町の活性化に結びつくよう願って質問を終わりますけれども、最後に町長におかれましては、この事業に対する決意などありましたら、是非とも伺いをしたいというふうに思います。

よろしく願いをいたします。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは、この施設についての私の思いについて述べさせていただきます。

まずは、これまで何度も申し上げておりますが、町の最重要課題といたしましては、少子高齢化に伴います人口構造の適正化であるというふうに考えております。

このことにつきましては、昨年11月臨時議会において答弁いたしましたけれども、甲佐町のような過疎地域におきましては、過疎地域への移住者の増加や企業の誘致を進めるとともに都市部との連携を図り、過疎地域の持続的発展に向けた取組を推進すること、また、移住とテレワーク、拠点推進事業などの充実を図ることの必要性について、全国過疎地域連盟全国大会においても決議がなされたところでございます。

この施設は新たな企業を呼び込む企業誘致、また、移住定住を促し人材不足の解消へ導

くためのテレワークを見据えたデジタル人材育成、また、商店街の真ん中にあるという立地を生かした中心市街地ひいては町全体のにぎわいの創出、入居企業と地元企業との連携による新たな価値の創出といった全国的な流れを取り組んだ多様かつ先進的な取組であり、町の重要拠点と捉えております。

ただし、この施設が拠点性を備えるためには、井芹議員が言われるように今後の運用が重要であると考えております。これからがスタートと捉え、町、そして施設の運営権者における今後の取組いかんにより町が期待する効果の実現が図られることを強く認識しているところでございます。

何度も申し上げましたが、この事業は私の一丁目一番地でございます。そのことを念頭に、この施設に期待される効果が発揮できるように、そして町の課題解決に寄与できる施設となるように職員と一丸となってですね、頑張っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 町長の強い決意を聞かせていただきました。是非ともですね、この施設が、町長が一丁目一番地と言われる本当に強い思いで町の活性化のためですね、設置をされましたので、その成功に向けて是非行政一丸となってですね、頑張っていたきたいというふうに思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮本修治君） これで、9番、井芹しま子議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。50分から再開します。

---

休憩 午前1時39分

再開 午後1時50分

---

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、佐野安春議員の質問を許します。

5番、佐野安春議員。

○5番（佐野安春君） 改めまして、こんにちは。5番、佐野でございます。一般質問通告書に従いまして質問を行います。よろしくお願いいたします。

私の質問はですね、通告書質問事項で見ますと、3項目予定をしております。一つが戦後80年、被爆80年の節目年に当たっての町長の思いはということが一つと、2番目にふるさと応援基金を活用して傷んだ舗装を修復している道路について。3番、町水道の水道管の管理についてということで質問を行っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。順序どおりにいきたいというふうに思っております。

平成27年、2015年9月定例議会一般質問、安保法制についての町長の見解はという一般質問を私は行っております。質問の要旨については、万が一この法案が成立すれば、将来

において町民の中から海外の戦場で戦死が現実化する可能性があり、甲佐町民とも大いに関係のある重大な内容を持つ法案だと考えます。安保法制についての町長の見解は、とお尋ねをしております。その当時の町長であった奥名元町長は答弁において、参議院において議論が展開されているので、まずは慎重審議を期していただき推移を見守りたいと話されました。という先例がありましたように、国政で議論されていることは内容次第では町民と関連性を持つものであり得るというふうに考えます。戦後80年、被爆80年の節目の年で、町長がどういう思いであるのかをお尋ねすることは、すごく当たり前の質問ではないかというふうに考えております。

自治体である広島県のホームページを見ますと、2025年、広島に原子爆弾が投下されて80年を迎えます。地球上にはいまだに約1万2,000発を超える核兵器が存在します。被爆から80年を迎える今だからこそ、一緒に平和について考えてみませんか、と訴えられています。実体験者の被爆者の運動から若い世代への核兵器廃絶の学習と運動を引き継ごうとされています。

核兵器禁止条約を実現しようとする運動が世界中に広がっていますが、一方でウクライナやガザなどでの戦争や紛争は縮小するどころか拡大をしています。北朝鮮は核開発を進めています。インドとパキスタンの紛争、また、驚きのニュースはイスラエルがイラン各地や核関連施設に大規模な空爆を行ったことです。また、イランはイスラエルに向けて無人機を使って攻撃をしています。まさに新たな戦争が始まり拡大をしています。戦争紛争状態の国々は多くが核兵器を所持していることも戦争の恐れと核兵器が使われることの危険性と懸念です。

戦後80年、被爆80年ですが、平和はまだ来ていませんし、核兵器の使用の危険さえあると思われまます。被爆地広島・長崎の市民、県民の皆様は被爆の悲しみだけでなく、これからの広島・長崎だけでなく世界から核兵器をなくすための運動をされ、これらも作っていかうとされています。

そこで、戦後80年、被爆80年の節目の年に当たっての町長の思いはどうであるのかお尋ねするところです。

申し訳ありませんが立ったままで、ちょっと答弁させていただきます。今ちょっと体調がよろしくないなので、すみません。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは、お答えいたします。

戦後80年、そして被爆80年という節目の年を迎えるに当たり、私たち一人一人が過去の歴史と向き合って、そして、平和への願いを新たにすることは極めて重要であると認識しております。

また、この歴史的な節目を契機として防災、減災対策にも引き続き注力しつつ、命と暮らしを守る安全安心なまちづくりにも全力で取り組んでいく必要があると考えます。これは、戦争や核被害だけでなく自然災害等による危機管理も含めて、人々が安心して暮らせる社会基盤づくりにつながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 質問を進めさせていただきます。

6月10日、ネットのオンライン情報で、ギャバード米国家情報長官が核戦争の脅威は差し迫っていると警告、核廃絶を主張しました。ギャバード氏の発言では、私は広島を訪れ爆心地に立った。そこで80年前の1945年に投下された一発の原爆がもたらした想像を絶する恐怖を感じた。6月10日、Xで、被爆地の広島と長崎について今なお残る悲しみを言葉で表現するのは難しい、この経験は私の人生に永遠に刻まれると訴えました。その上で、今の核兵器は広島や長崎に投下された原爆と比較にならないほど大きく強力だと説明し、核兵器の廃絶を呼びかけました。私たちは核戦争への道を拒否し、核による破壊の、破滅の恐怖に誰もおびえることのない世界を目指さなければならない。これまで広島や長崎への原爆投下を正当化してきたアメリカで、現職の閣僚が核兵器廃絶を表明するのは極めて異例なことです。核戦争という過去の行為を拒絶し、核におびえることなく暮らせる世界を目指さなければならないと訴えたということです。ギャバードさんは今月4日、広島を訪問されています。

今年2月17日、熊本県被爆者団体協議会による木村県知事表敬訪問が行われ、その際に熊本県被爆者団体協会の皆さんに対して木村県知事は、今年には被爆80年を迎えます。この年をしっかりと核廃絶に向けた祈りと誓いの年になればと思っています。皆様方の思いをしっかりと受け止め、県としてもできる限り応援させていただき、と述べております。

石破首相は、日本被爆者協会にノーベル平和賞受賞が決まったことについて、長年核兵器の廃絶に取り組んでこられた同団体にノーベル平和賞が授与されることは極めて意義深いことだというふうに考えている次第ですと歓迎するコメントをされています。

日本被爆者協会のノーベル平和賞の受賞をどのように捉えておられるのか町長に対してご質問します。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 日本被爆者協会のノーベル平和賞受賞について、私といたしましても深く意義を認識しております。この受賞は長年にわたり核兵器廃絶と平和の推進に尽力してきた同協会の活動が国際的に高く評価された結果であり、その意義は計り知れません。特に、被爆者の皆様や平和を願う多くの方々の努力と声が結実したものであり、その精神と活動は日本のみならず世界全体にとっても、大きな励みとなるものであります。

また、この栄誉は日本被爆者協会がこれまで行ってきた核兵器廃絶への具体的な活動やその中で培われた人間性豊かな交流、対話の促進による相互理解の深化にも由来しております。こうした活動は戦争や紛争を未然に防ぎ、持続可能な平和社会を築くためには不可欠であると考えております。日本被爆者協会のノーベル平和賞受賞は多くの人々が平和への願いを一つにし、その実現に向けて努力することの重要性を改めて示すものでございます。

本町としても、この栄誉を契機としてさらなる平和推進運動への理解と協力を深めていかなければならないと考えているところでございます。

以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 質問を進めます。

広島県のホームページ見ますと、被爆80年を迎えることで様々な取組が計画されていることが分かります。原爆死没者の慰霊と被爆者の援護、平和文化の振興、平和への思いを共有する学習や活動の提供などなど。日本政府は核兵器禁止条約に参加をと要請署名が採択自治体は全国で717、全体の4割を超えています。熊本県では8自治体が意見書を可決をしております。

先ほどもノーベル平和賞受賞についての思いをお尋ねしましたが、再度、町長にお尋ねします。町長の核兵器禁止条約に対してのお考えはいかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 核兵器禁止条例への参加につきましては、非常に重要なものであり、私たちの平和と安全を考える上で欠かせない視点であると認識しております。私自身としても核兵器廃絶は人類共通の願いであり、その実現に向けて積極的な取組が必要だと考えております。

核兵器はその破壊力や非人道性から、人類社会にとって決して容認できるものではないと思います。国際社会においても核兵器禁止条約が2017年に採択され、多くの国々がその批准、実施を進めていることからその必要性和重要性は明らかであると思いますので、郡内町長とも協議をしながら要請の意見に対しては検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 質問を進めます。

庁舎内の北側駐車場のそばのサインボード、看板、核兵器廃絶平和宣言が設置された経過について私も知りたかったので町公式ホームページを見ましたが、見つけ出せませんでした。ネットで調べてみますと、非核平和都市宣言というところでその内容を見ることができました。イギリスのマンチェスター市が非核宣言をすることで非核地帯を設置することになり核兵器の廃絶につなげていこうという運動が世界中に広がっていき、日本においてもほとんどの自治体が核兵器廃絶平和宣言を行う運動につながったということでした。

甲佐町においては、議会広報紙を調査したところ、平成12年、西暦2000年6月議会において非核平和自治体宣言の決議を求める陳情書が可決されています。議会広報清流93号に掲載されております。

時の経過とともに看板の傷みがひどく、修復が必要と思われれます。看板はもっと目につく場所にしたらどうかとも考えます。御船町は庁舎の入り口の来訪者の目に入る場所に立ててありますが、核兵器廃絶平和宣言のサインボード、看板の改善は必要であると思われれますが、いかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは、核兵器廃絶平和宣言の看板の改善についてお答え

いたします。

私も看板を確認させていただきましたが、議員おっしゃるとおり見た目では傷みがひどくなっているように見受けられます。支柱等の塗装が剥がれており、そこにさびが出ていることで、看板自体はしっかりしてるものの腐食が進んでいるように見えますので、専門業者にですね、見ていただいて修復の方法等を協議していきたいというふうに考えているところでございます。

また、先ほど、来訪者等に目につく場所への移設ということにつきましては、看板をやっぱり更新する時期が必ず来ると思いますので、更新する時期にサイズ、また場所については検討させていただければというふうに思っているところでございます。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 質問を進めます。

被爆者の方は令和6年3月末現在、これ日本被団協の調べですが全国で10万6,825人、熊本県内で592人、町内においてはですね、何人おられるか分かりませんが、町のほうでそれは分かりますでしょうか。お尋ねします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） 町内における被爆者数についてはですね、町のほうでは把握はしておりません。こちらのほう、熊本県のですね、ホームページにも出ておりますけれども592名。ただしですね、県のほうにちょっと確認をしたところですね、御船保健所管内では16人というところとなっております。市町村である分の人数は分かりません。

以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 被爆者手帳保持者になりますからですね、に対する介護保険サービス利用に対しての助成内容はどうなってるのか、その助成については町民に対して周知がされているのかお尋ねをします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） それでは、被爆者健康手帳所持者に対する介護保険サービスの助成についてお答えいたします。

介護保険制度の福祉系サービス、介護サービスとしまして訪問介護、こちらは非課税のみとなっておりますけれども、次に通所介護、デイサービス、短期入所生活介護、ショートステイ、介護福祉施設サービス、また介護予防サービスとしての介護予防短期入所生活介護、介護予防通所介護、そのほか地域密着サービスとしての介護福祉施設入所者生活介護など、該当する介護保険サービスを利用した場合に介護保険利用限度額の範囲内で自己負担分を公費で助成することがあります。

次に、被爆者に対する介護保険サービスの利用に関する助成についての町民に対する周知については、現在のところ行っておりません。

以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 被爆者の方はですね、少数であるというようなことですが、町内にいらっしゃるればですね、一世であれば80歳は越しておられるというふうな状況だというように思います。二世以降になればですね、年齢はそれよりも、一世よりも若くなるかというふうに思いますが、健康診断の助成を行っている自治体もありますし、厚労省のホームページで確認すればですね、都道府県に委託して様々な健康診断が受けられるシステムになっていると思います。ネットを見れば都道府県は、被爆者に対する介護保険サービス利用についての助成内容に対する情報は掲載されております。市町村の場合はよく分かりませんが、被爆者の方が町民であれば介護保険利用についての助成や健康診断などの支援内容をお知らせすることは必要なことであると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） 町民に対して助成内容をお知らせすることは必要と感じます。戦後80年という節目を迎えます今年度におきまして、このような助成や支援策について広く周知していくことは大切であると思いますので、今後情報発信をしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 是非ともですね、高齢になられている被爆者の方への支援をしっかりとですね、また、早くやっていただきたいといふふうに思います。

6月13日付熊日新聞記事には、人吉市は市が戦後80年で戦争体験と平和への思いを基にしたパネル展を行うという記事がありました。自治体としても平和や核兵器廃絶への思いを積極的に行う必要があるというふうに思います。私も甲斐町長の答弁でそういうような思いについてはですね、受け止めているつもりであります。

次の質問に進みます。

2番目のふるさと応援基金を活用して傷んだ舗装を修復している道路についてということで、今まで修復した道路を示していただきたい。また、これから予定している道路を示していただきたい。また、この舗装工事を行う根拠は何なのかということを示していただきたいと思いますが。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） それでは、ふるさと応援基金を活用して傷んだ舗装補修を復旧修復している道路についてということで、これにつきましてはですね、提出しております資料で説明させていただきたいというふうに思います。

まず、令和6年度中に発注しておりますふるさと応援基金を活用して舗装補修を行った路線につきましては6路線ありまして、地区名でいきますと南三箇、上早川一区、緑町、津志田、上豊内、下豊内の6路線を行っております。このうち、南三箇につきましては令和7年度に繰り越してですね、実施しております。

令和6年度の事業費につきましては合計で約1,313万円となっております、全額ふる

さと応援基金を活用して実施しておるところであります。

それから、令和7年ですね、今後の予定なんですけれども、令和7年度分ということでその下に表を付けとりますけれども、本年度は現在整備が確定している地区として上早川二区、吉田、浅井、津志田、東寒野地区と令和6年度、先ほど申しました繰越分として南三箇地区の計6路線を実施しているところでもあります。

事業実施における予算としましては、現年度予算として4,000万円と繰越予算分が約630万円ございますので、そちらで実施しているところでもあります。こちらも全額ふるさと応援基金を活用して実施しておるところです。

今後の計画につきましては、各行政区からの要望が52か所ほど出ておりますので、現在、調査、評価を行っておりまして、採択要件を満たす路線の中から優先順位をつけて実施していくということになります。

それから、舗装工事を行う根拠はということなんですけれども、先ほど申しましたとおりですね、ふるさと応援基金の活用の一つとして先ほども申し上げました里道の整備を行っているところでもあります。

これまで、里道につきましては、原材料支給等で地域での維持管理を行っていただくように対応してきました。しかし、地域に専門的な知識を持った方がいらっしゃらないため整備が困難な場合もあったことから、平成28年度に甲佐町法定外公共物整備要綱を策定しまして、一定の要件を満たせば町が整備を行うことができるようになっております。その際ですね、町に対して維持管理や整備について多くの要望が上がりましたけれども、町道整備のほうをですね、優先して行ってきたことから里道の整備まではなかなかできなかったという経緯がございます。そうした中でふるさと応援基金を活用し、地域への還元を目的に里道整備を行い、地域住民の利便性の向上と地域の安心・安全な生活環境の整備を行うことになりました。

なお、整備の対象となる里道は先ほど申しました甲佐町法定外公共物整備要綱に基づき、沿線に2戸以上の住居があり不特定多数の人が利用しているもの、公道を結ぶ路線であるもの、車両の通行ができるものなどの要件を満たす町道と同等の生活道路が対象となります。

また、整備計画につきましては、路線ごとに路面の状況や整備後の効果など評価項目を設け、予算の範囲内で優先順位をつけて実施するということとしてあります。

以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 詳しい説明ありがとうございました。

町はですね、そういったことで道路整備計画と併せてですね、なかなか今まで行き届かなかった里道整備にですね、力を入れられるというようなことで道路整備がですね、ますます進んでいけばいいんですが、その中で取り残されているところがですね、ないようにですね、是非やっていただきたいと。

私知ってるところはですね、何十年と整備されないと。町道の凸凹や崩れている舗装

がされないところもある状態のところもあるんですよ。それで、行政区から出される要望についてはですね、文書で返答されてるというふうに思いますが、やはり行政区の要望が同じ箇所から何回も出さるといことはですね、やっぱりその改善を強く求める行政区、また、その地域の町民の皆さんのですね、思いが強くあるというふうに思います。

そういうところでは、その改善について文書回答以外に、例えば、行政区の代表と直接お話をされるとか、そういったことはどうですか。ありますか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 要望が出されましたら、それについてはですね、現地の調査ですとか区長さんあたりはですね、現地を一緒に行ってもらって調査させていただきますので、その中で現地の確認をして、町の中でどういった形で行っていくかという整備計画を上げます。そうした中で、その中でもまた優先順位を決めてやっておりますので、遅れる路線についてはですね、なるべく早めに対応していきたいんですけども、応急的な修繕とかで対応させていただいて、行く行くは整備計画の中で実施していくという形をとっておりますので、そういった説明をお願いしているところであります。

以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 道路によってはですね、何回補修をしてもですね、やはり、例えば大型トラックだとかダンプカーが通るとですね、どうしてもその重さによって道路が、アスファルトが耐え切れなくなって、どうしてもその部分、通る部分がへこんでしまうという可能性がある道路もあると思います。そういう所ではですね、何か町もですね、住民もですね、ちょっと諦めてるようなところもありはしないかというふうな思いがあります。そういう所ではですね、やはり、舗装を厚くするとかですね、そういうふうなことで、是非改善をですね、全面的にやっていただきたいと。ここはもう手をつけないというような道路がないようにですね、是非よろしくお願ひしたいというふうに思います。

次の質問に進みます。

最後の質問になりますが、町水道水道管の修理についてお伺いしたいというふうに思います。

利用者が負担すべき範囲はどうなってるのか、修理が高額になる場合、町として助成はできないものかと考えるところもありますが、いかがでしょうか。

町の上水道給水条例を見ますと、第9条に水道使用等の管理者の責任という項目があり、水道使用者等は善良な管理者の注意を持って水が汚染し、または漏水しないよう給水装置を管理し、異常があるときは直ちに町長に届けなければならないと、第2項には、前項において修繕を必要とするときはその修繕に要する費用は水道使用者の負担とする、と。ただし、町長が必要と認めた時はこれを徴収しないことがあるとうたわれておりますが、具体的にはどういう場合に徴収しないのでしょうか。お尋ねします。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（田上和広君） お答えします。

本町では、甲佐町上水道給水条例において給水についての料金並びに給水装置工事の費用負担などが定められており、この条例に基づき町の水道事業を運営しているところでございます。

その甲佐町上水道給水条例第19条第2項の、ただし、町長が必要と認めたときはこれを徴収しないことがあるとただし書が規定されておりますが、町ではこれまでの実績を確認したところ20年程度遡ってみても、このただし書を適用した実績はありませんでした。

また、このただし書がどのようなケースに適用されるかについてでございますが、想定されることといたしましては、町による原因、また、過失などに基づき水道使用者などが管理する給水管や水道設備を破損させた場合などが、このただし書の適用に該当するものと考えております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 物価高騰により影響を受ける町民や事業者の経済的負担を軽減するため水道料金の基本料金を期間限定で免除するとして、令和6年11月検針分から令和7年2月検針分までの4か月間行われました。

この水道料金の基本料金の免除は、町民の皆さんから喜ばれた施策であったというふうに思います。免除は国からの物価高騰対策に係る臨時交付金を活用されたものではありませんが、こうした施策を、臨時交付金があればいいのですが、なかったとしても町独自の施策としてこれからも取り組まれたらと考えますがいかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 佐野議員がおっしゃられるとおり、町では昨年度、令和6年度に国の物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を活用して水道料金基本料金の免除事業を実施したところでございます。

今回、令和7年度におきましても水道料金基本料金の免除事業を実施する予定はないかというご質問でございますけれども、令和7年度につきましては、当初予算において予算計上は行っておりません。

なお、令和7年度は令和6年度の国の補正予算を活用してふるさと応援チケット事業やLPガス価格高騰対応生活者支援事業など、町民の皆様に対する支援事業の実施を予定しておりますので、これらの事業においても町民の皆様の生活の支援につながってくるものと考えております。

今後につきましても国の動向を注視しながら、国の交付金、補正予算等を活用しながら事業検討を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 一般質問につきましては以上の3項目で予定をしておりますので、これで私の一般質問については終わらせていただきます。立ったままで大変失礼しました。

○議長（宮本修治君） これで、5番、佐野安春議員の質問は終わりました。

以上をもって、本日の日程は終了いたしました。  
明日17日は午前10時から本議場において会議を開きます。  
本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

---

散会 午後2時22分

6月17日（火曜日）

令和7年第2回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第3号）

- 1. 招集年月日 令和7年6月13日
- 1. 招集の場所 甲佐町議会議場
- 1. 開議 6月17日 午前10時00分 議長宣告
- 1. 閉会 6月17日 午後1時15分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 田中孝義	3番 鳴瀬美善
4番 森田精子	5番 佐野安春	6番 荒田博
7番 宮本修治	8番 福田謙二	9番 井芹しま子
10番 宮川安明	11番 本田新	

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北野太 議会事務局書記 後藤理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	甲斐高士	副町長	三輪孝之
会計管理者	渡邊友美	総務課長	荒田慎一
地域振興課長	羽柰田直美	くらし安全推進室長	山下玄介
税務課長	松野洋幸	環境衛生課長	田上和広
健康推進課長	宮崎貴美代	住民生活課長兼町センター所長	奥名雄吉
福祉課長	高原貞典	農政課長	上古閑一徳
建設課長	白石亨	会計課長	渡邊友美
企画政策係長	本田幸嗣	広報電算係長	中村聡健
教育長	蔵田勇治	学校教育課長	井上幸介
社会教育課長	内田健司	農業委員会事務局長	上古閑一徳
選挙管理委員会書記長	荒田慎一		

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

3番 鳴瀬美善                      4番 森田 精子

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

- 日程第1 報告第4号 令和6年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第2 報告第5号 令和6年度甲佐町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第3 議案第32号 甲佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第33号 工事請負契約の締結について
- 日程第5 議案第34号 財産の無償譲渡について
- 日程第6 議案第35号 令和7年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第36号 令和7年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第37号 令和7年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議員派遣について
- 日程第10 各委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

## 1. 議事の経過

開会・開議 午前10時00分

---

○議長（宮本修治君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので朗読を省略いたします。

---

### 日程第1 報告第4号 令和6年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（宮本修治君） 日程第1、報告第4号「令和6年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは、報告第4号についてご説明申し上げます。

報告第4号、令和6年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、下記のとおり報告するものでございます。

記。令和6年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書。

説明につきましては、款、項、事業名、翌年度繰越額の順でいたします。

款2 総務費、項1 総務管理費、事業名、仁田子養豚団地解体事業、翌年度繰越額が8,000万円。

款3 民生費、項1 社会福祉費、物価高騰対策重点支援給付金事業170万3,000円、同じく物価高騰対応重点支援給付金事業5,394万3,000円、同じく障害者自立支援給付審査支払等システムコード修正改修事業15万4,000円。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、宮内地区飲料水供給施設給水管切替工事150万円、同じく甲佐町総合保健福祉センター空調設備等改修事業3,461万7,000円。

款6 商工費、項1 商工費、LPガス価格高騰対応生活者支援事業1,581万2,000円、同じく観光案内看板等設置事業1,500万円。

款7 土木費、項1 土木管理費、土砂災害危険住宅移転促進事業300万円、項2 道路橋りょう費、道路維持管理事業629万2,000円、同じく道路新設改良事業4億5,606万8,000円、項3 河川費、河川維持管理事業2,820万5,000円、項4 住宅費、がけ地近接住宅等移転事業513万円、同じく土地所有権移転登記事業33万円、同じく危険ブロック塀等安全確保支援事業29万円。

款8 消防費、項1 消防費、浸水対策事業8,160万2,000円、防災行政無線設備機能強化事業5億252万3,000円、避難所生活環境改善緊急整備事業1,708万5,000円、早川地区防災公園整備事業2,200万円。

合計といたしまして翌年度繰越額が13億2,525万4,000円です。

令和7年6月13日提出、町長名です。

以上で報告を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

2番、田中議員。

○2番（田中孝義君） すいません。関連でございませうでしょうか。

○議長（宮本修治君） はい。

○2番（田中孝義君） 仁田子の養豚団地解体ですけど、実際、今、進んでおりまして、町のですね、利活用ということでお願ひはしていただきたいと思いますけど、部落からの要望もちょっと上がっていると聞きましたが、どのようになっているのでしょうか。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） 今、議員おっしゃるとおり、解体に入っております。地元からですね、まだ直接的な意見等は聞いてませんので、今後あそこが解体が終わった後に、町としてどういうふうにしていくかという部分と、また地元の声も聞きながら、今後の利活用については検討していきたいというふうに考えておりますので、以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 同じく、今、仁田子の豚舎が出ましたけど、それと一緒にですけども、堤防をですね、通ってみますとですね、非常に高木等もですね、伐採されて、作業的にもですね、的確な作業がされているのかなという思いがあります。その辺を踏まえてですね、現在の工事の進捗状況と完了の時期を教えてくださいたいと思います。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） 今、議員おっしゃるとおり、高木等の伐採をまず行いまして、その後に豚舎を1棟ずつ解体しますので、その前に周りに防護柵という部分、柵を今、設置をしております。

それから、建物の解体になりますけども、まず、小屋から入りまして、管理棟、その他1棟ずつ解体をしていくという形で進めさせていただきたいというふうに思っております。

最終的な竣工につきましては、工期が8月31日までですので、それまでには終わっていただくという形で計画をさせていただいているところでございます。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 衛生費の中でですね、総合福祉センターの空調設備の事業なんですけれども、これについてはですね、コロナのときにですね、コロナの給付金で数千万に及ぶ改修をですね、されたというふうに思うんですけども、また今回3,600万かけてですね、改修をされていますけども、それはどうしてなのかというのをちょっとお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（宮崎貴美代君） お答えします。

今回の空調設備の改修につきましては、主に保健福祉センターの通路部分のエアコン設置及び排煙窓のですね、排煙窓の開閉に不具合が生じておりますので、その調整をですね、することになっております。

前回といたしますか、コロナのときにですね、令和2年度及び令和3年度でですね、改修工事を空調関係でしておりますけども、そのときの工事とはまた別になりまして、令和2年度及び令和3年度に行っている設備の改修につきましては、施設全体のですね、空調設備の配管等のやり直しをしております、空調設備が……、すいません。上からのですね、天井の上からの吹き出しとか、そういうエアコンが別のものの空調設備の改修工事を行っております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番、佐野です。消防費の中のですね、防災行政無線設備機能強化事業についてお尋ねします。

今、防災無線のほうで戸別受信機のですね、申込みについてのお知らせがあつてますが、戸別受信機の申込み状況等ですね、見込み、また、この戸別受信機の申込みについては、当初、計画でですね、想定されていたものかどうか、そういった点でちょっとご説明をお願いします。

○議長（宮本修治君） 暮らし安全推進室長。

○暮らし安全推進室長（山下玄介君） お答えします。

まず見込みというのはですね、昨年8月にですね、全世帯を対象に戸別受信機の貸与の希望調査をやっております。これはなぜやったかという、個数をあらかじめ暫定でも出さないでですね、プロポーザルやりましたので、業者にそれを示さないといけませんので、それをやりました。その結果が大体2,000基必要だということで、それをもって業者と契約しております。

このたびですね、新たに戸別受信機の正確な個数を出さないでですね、それをまた、その個数を発注、今2,000基もうやってるんですけども、万が一それで足りない場合はですね、また追加納品というふうになりますので、その正確な数を出すためにですね、今調査をやっております。6月20日までにですね、その回答を区長を通じて依頼しております。ちらほらですね、今帰ってきてる状況です。やっぱり高齢者世帯が多い地区とそうでない地区でですね、かなりばらつきありますけれども、その精査につきましては、大体今月末ぐらいにですね、やりたいと思っております。

ただ、何て言いますかね、提出し忘れた高齢者世帯の方とか、そういうのがあつてですね、本来必要な方に行き渡らないというのが一番悪いことですので、そのところはですね、通しでですね、しっかり精査してですね、再調査をかけて、そういうことがないように

にやっけていきたくて思っています。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 申し訳ありません。私が昨年聞き漏らしたことでですね、観光案内の看板等ですね、設置事業ということで1,500万だったんですけども、毎年毎年ですね、この看板設置の予算というのは計上されているかのように思うんですけども、これはどこに設置をされるのかですね、その点をちょっとお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 地域推進課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） 観光案内看板の設置箇所につきましてご説明いたします。

箇所につきましては、5か所ございます。まず一つに、船津の山口バス停付近が1か所、それから、県道今吉野甲佐線の上水道世持配水池付近が1か所、あと田口の東南運輸倉庫側、こちらが1か所と、田口の交差点付近が1か所と、こちらが田原の甲佐線から城南方面に直進した県道宇土甲佐線のほうが1か所の、以上の5か所になります。

以上です。

○議長（宮本修治君） 9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 1か所にすれば、300万ですかね、300万ぐらいの看板設置なんですけども、これは観光案内用ですね。中身が今、中身も一緒に言っただけであればよかったですけども、何の看板かというのがですね、ちょっと分からなかったのて。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） おっしゃるように観光案内の看板ということで、例えば津志田自然公園、それから麻生原キンモクセイなどが、どちらの方向にあるかというのを示す看板になります。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

2番、田中議員。

○2番（田中孝義君） すいません、先ほどの行政無線のことでもうちょっと聞いておく。

先ほど答弁で2,000基と言われましたけど、私のとこの周りでもですね、一応チラシが回っけてきて、見たけど何のこつか分からんて。こら、のしなつとですか。あたらつけてやらすとですか私に聞かれて。携帯電話のほうに来るようになります。ほしか人はまた別につけてもらうごと、よかごたつてすよってはいました。だけどですね、そらもう、差し当たってもろうとこて、つけてもらおていう考えの人も大分おられるようです。本当に必要かなと私が首をかしげるような人でもですね。その辺はどのようにしてちょっと見極められるのか、ちょっと答弁をお願いします。

○議長（宮本修治君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（山下玄介君） 田中議員の質問にちょっとお答えします。

確かにですね、今回はアプリが主になります。携帯電話網ですので。これはですね、やっぱりもう一番の利点は、どこにいても情報が入ると。それと、今お悔やみ情報はですね、戸別受信機にしか配信してませんけれども、今度はちょっと数日すれば消えるような、そういった機能を用いたアプリということで、お悔やみ情報もですね、町民の方が一番ニーズがあるおくやみ情報もですね、アプリに入るということでやってるんですけども、確かに、併用するということですよ。先ほど申しましたとおり、本当に必要な方、この方にはもう絶対やらんとですね、命に関わる問題です。ただ、その併用ということではですね、今うちのほうでですね、全世帯の名簿を作ってます。例えば若い世帯で欲しいという方があった場合はですね、ちょっとそこんところはですね、確認作業をしていきたいなと検討しております。

以上です。

○議長（宮本修治君） 2番、田中議員。

○2番（田中孝義君） そういう検討をされるのはいいですけど、最初の説明書がですね、よく見て訳分からんさんだった。訳分からないということでですね、もうちょっと説明がですね、丁寧であれば、そこまで欲しがる人もいなかったのではないかと。増えれば増えるほど町の財政も苦しくなりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君） 答弁は。

○2番（田中孝義君） お願いします。

○議長（宮本修治君） 答弁もですか。

○2番（田中孝義君） 答弁お願いします。

○議長（宮本修治君） 暮らし安全推進室長。

○暮らし安全推進室長（山下玄介君） 議員がおっしゃるとおりですね、申し訳ありません、ちょっと分かりにくいところがあったと思います。実際ですね、今回は入替え工事ですので、今の使ってる無線機は使えなくなるというふうなのが前提で一応つくったつもりだったんですけども、今後もそれは使えるんじゃないかなというふうな、そういうふうな思われてる方もいるということで聞いております。

議員おっしゃるとおりですね、やっぱ高価なものですので、町の財政というところを考えるとですね、そこんところはですね、しっかり必要な方というところをですね、訴えてですね、やっていきたいというふうと考えております。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

井芹議員、アウトです。アウトです。3回です、もうなっておりますので。

（自席より発言する者あり）

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時17分

再開 午前10時17分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 質問が少しダブるかもしれませんが、商工観光費の中の観光案内看板の設置事業です。予算に関係することですので、これにつきましては、これまでもずっと度々出てきたと思うんですけども、計画の当初が、何年からこの看板はスタートして、最終的には何年で完了してしまうのか。それと、総事業費に対する現在までの進捗率、そこについて2点お聞かせいただきたいと思います。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） 観光案内看板の計画につきましては、平成28年度にサイン計画というのをつくっております。そのときに12か所、計画をしているところでございます。工事につきましては、令和元年度から工事をスタートしまして、そのときに3か所、その後につきましては、財源といたしまして、社会資本整備総合交付金と、その裏に過疎対策事業債を活用しておりますので、そちらの採択具合によっては、年度によっては工事、設計ができてない状況もございまして、令和5年度に設計をしまして、令和6年度に今回の工事の予算を当初予算で計上させていただいております。

今回が5基予定をしております、残りが4基というところでございますけれども、こちらにつきましては今年度設計を行いまして、8年度に社交金などがつけばですね、工事をしたというところで、今現在計画をしているところになります。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 今の看板のことですけれどもですね、今期、全部お止めになるわけですね。全て設計されるということで、今から設計に入るということですので、全てが交差点とかそういうところですから、設計されるときは、これ要望ですけれども、非常に交通量が多いところがございますので、その辺を十分配慮していただいて、設計の段階でやっていただきたいということだけ申し添えておきます。よろしくお願ひしときます。

○議長（宮本修治君） 答弁は。

○10番（宮川安明君） いや。

○議長（宮本修治君） 答弁はよろしいですか。

ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3回目になると思います。消防費の中の一番最後の項目ですけど、早川地区の防災公園整備事業とございますけれども、私もちょっと勉強不足で、場所等がどこかがちょっと分かりません。整備箇所と整備の内容について、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 早川地区の防災公園整備事業ですけれども、こちらは早川第一団地の横の町有地でございます、そちらのほうがですね、現在公園の整備を行っている状況です。こちらにつきましては、もともと住宅地として売り出す予定だったんですけれども、地盤の状況あたりが難しかったということで、その後ですね、地元からの要望もありまして、公園整備含めて、あと竜野川の浸水対策として、車等の避難場所として利用できるように活用ができればということで、今、整備を行っている状況です。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

以上で、報告第4号「令和6年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を終わります。

---

## 日程第2 報告第5号 令和6年度甲佐町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（宮本修治君） 日程第2、報告第5号「令和6年度甲佐町水道事業会計予算繰越計算書の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（田上和広君） 報告第5号についてご説明いたします。

報告第5号、令和6年度甲佐町水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、下記のとおり報告いたします。

記。令和6年度甲佐町水道事業会計予算繰越計算書でございます。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額です。

下の表につきましては、款、項、事業名、翌年度繰越額の順で説明させていただきます。

款、資本的支出、項、建設改良費、事業名、第4水源地非常用発電機外改良工事。

翌年度繰越額800万円です。

令和7年6月13日提出、町長名でございます。

以上で報告を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 説明は終わったんですけども、この電子部品の納入に不測の期間を要したというような理由書いてありますけど、具体的にね、もう少しどういうことでどういう部品が、どういう理由で入らなかったから、こういうことになったんですよぐらいのやっぱり説明はしていただかんと、ああ、そうねというわけには、議員としてはいけませんよ、なりませんよ。その辺は、やっぱり説明される側として、しっかりその辺説明していただいけませんか。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（田上和広君） 失礼いたしました。

こちらの工期延期の理由といたしましては、落雷により被害を受けました第4水源池の非常用発電機の制御機器につきましては、複数の電子機器を組み合わせた電気製品となっております。そのうち海外製の製品の納品に時間がかかったことによる工期延期となります。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

以上で、報告第5号「令和6年度甲佐町水道事業会計予算繰越計算書の報告について」を終わります。

---

**日程第3 議案第32号 甲佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（宮本修治君） 日程第3、議案第32号「甲佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

広報電算係長。

○広報電算係長（中村聡健君） それでは、議案第32号についてご説明申し上げます。

議案第32号、甲佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和7年6月13日提出、町長名です。

提案理由といたしまして、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に基づき、標準準拠システムに移行すること等に伴い、本条例を改正する必要が生じたため、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いします。

甲佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例。

甲佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を次のように改正するというので、以下、改正条文となっておりますが、説明につきましては、申し訳ございませんけれども、一番最後の議案の説明資料で説明させていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○広報電算係長(中村聡健君) それでは、議案第32号の説明資料をお願いいたします。  
改正理由についてです。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律等に基づき、令和7年度末までに標準化基準に適合したシステムへの移行を進めております。

このシステム移行に伴い、住登外者——住民登録はないが、町に土地を所有し、固定資産税を支払っている人などの登録・管理を行う住登外者宛名番号管理機能が共通機能として設けられることとなっておりますが、この機能を扱う事務については、マイナンバーの独自利用を行う事務等として条例に定める必要があるとの見解が国から示されております。現在移行している宛名管理システムにおいても当該機能を有しており、独自利用を行う事務等について、本条例において必要な規定の改正を行うものになります。

次に、改正内容についてです。

別表第1につきまして、独自利用事務として、町長、教育委員会の機関において、個人番号の利用範囲に住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加します。

次に、別表第2・第3についてになります。

特定個人情報の庁内連携を行う事務または同一の地方公共団体内の他の機関への情報提供を行う事務として住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加します。

別表第2の追加内容です。

町長部局内における庁内連携を行う事務として、住登外者宛名番号管理機能による住登外の情報に関する事務。その中で扱う事務として、地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護法関係情報、国民健康保険法または高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報、児童扶養手当の支給に関する情報、身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置または費用の徴収に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報、身体障害者福祉法による身体障害者手帳または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報、特別児童扶養手当の支給に関する法律による障害児福祉手当もしくは特別障害者手当または昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、子ども医療費助成に関する情報、ひとり親家庭等医療費助成に関する情報、重度心身障がい者医療費助成に関する情報、療育手帳に関する情報、以上を追加します。

次に、別表第3の追加内容です。

情報照会機関を教育委員会、照会する事務として、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務、情報提供機関として、町長を、特定個人情報として、住登外者宛名情報を追加します。

この条例につきましては、公布の日から施行することといたしております。

今回の改正は法律に基づくシステム移行に伴うものになります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 提案理由としてですね、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づいてということで提案をされておりますけれども、その法律がですね、令和3年度に成立をしているわけですけれども、今まではですね、自治体それぞれの施策に基づいてですね、つくっていたシステムをですね、全国の自治体で同じ情報システムにする標準化の事務をですね、自治体の事務を標準化をするですね、そういったシステムづくりがですね、国でもう義務化をされた。地方でもですね、するように義務化をされたわけですけれども、それでですね、システム改修というふうに言われましたけれども、このシステム改修とかですね、それから、幾つかこれまでも標準化されたものがありますけれども、そういったクラウドといいますか、そういったのを利用するそういった費用とかですね、もろもろ費用が発生すると思うんですけど、そうした費用はですね、かなりの金額になると思うんですけど、その費用がですね、今まで説明にあったかと思うんですけど、ちょっと改めてそれをちょっと確認させていただきたいというのとですね、標準化のですね、作業ですね、これはですね、職員ができるのかどうかということとですね、ちょっと私のほうが質問を何回もしてしまうので、まとめてさせていただきますね。

それでですね、標準化はもう国が法律で決めたからやるわけですけれども、町とすればですね、こういったところがですね、やっぱり不都合だとかですね、デメリットとかですね、こうした点はいいとかですね、やっぱそういったのがやっぱり自治体それぞれによってあると思うんですよね。だけん、そこら付近を簡単にいいですのでですね、ちょっとそのことを2点とですね、3点ですね、その費用の問題について言えばですね。

それと、今ですね、標準化の対象になっている事務ていうか、事務量、事務ていうか、それが今幾つになっているのかということとですね、ちょっとその点をお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 広報電算係長。

○広報電算係長（中村聡健君） まず、システム構築にかかる費用ですけれども、今年度の予算としまして1億687万円を構築費用として見込んでおります。これに充てる財源として、デジタル基盤改革支援補助金7,282万2,000円を見込んでおります。

すいません、システム標準化に対する実績なんですけど、今年度8月を予定しておりますので、まだ標準化自体は本町においては移行は進んでおりません。

以上になります。

（自席より発言する者あり）

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時35分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

広報電算係長。

○広報電算係長（中村聡健君） お待たせいたしました。お答えいたします。

対象業務システムについては、20業務となっております。住民記録、税、福祉等の情報を扱う業務システムとなっております。

あとは、作業は職員でできるのかというお話でしたけれども、基本、システムを構築できる業者のほうでシステム構築をしていきますが、その確認を職員がやっていくという形になっております。

あとデメリット、メリットについてのお話でしたけれども、デメリットについては、まだシステム移行が済んでおりませんので、デメリットについてはまだお答えすることが難しい状況です。メリットに関しましては、これまで自治体が個別にシステム改修費用、個別負担を強いられておりましたけれども、この辺が解消されることが期待されております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐でございます。議案第32号、甲佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、ただいま担当課が説明、そして質疑がなされました。地方公共団体情報システムの標準化に関する法律、これの標準化基準に適合したシステムへの移行のため本条例の改正が必要ということでございますので、何ら異議なく承認いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第32号、甲佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号「甲佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用

等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第33号 工事請負契約の締結について

○議長（宮本修治君） 日程第4、議案第33号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは、議案第33号についてご説明申し上げます。

議案第33号、工事請負契約の締結について。

甲佐町役場庁舎・生涯学習センター及び議会棟照明設備改修工事について、下記のとおり工事請負契約を締結するものでございます。

令和7年6月13日提出、町長名です。

記。1、契約の目的。甲佐町役場庁舎・生涯学習センター及び議会棟照明設備改修工事。

2、場所。甲佐町大字豊内地内。

3、契約金額。5,403万2,000円。税込みになります。

4、契約の相手方。住所、熊本市東区西原1丁目2番10号。商号または名称、株式会社昭電社。代表者、代表取締役社長、橋本憲輝。

5、契約の方法。指名競争入札。

提案理由につきましては省略をさせていただきます。

次のページに資料1としまして、仮契約書の写しを添付しております。

次のページをお願いいたします。

資料2としまして概要を示しておりますので、概要について説明をさせていただきます。

1、事業名につきましては、甲佐町役場庁舎・生涯学習センター及び議会棟照明設備改修工事になります。

この予定価格につきましては5,842万1,000円、税込みでした。

工事概要といたしましては、建築の面積といたしまして、延床面積が3,573.83平米で、これについては、敷地内に外灯もありますけども、それもLED化にするということになっております。今回の改修工事につきましては、もう既に工事が済んでおります生涯学習センターのホール、また、この議場を除く照明設備のLED化を行うことにしております。

なお、工事施工の段階で変更を必要とすることが生じた場合につきましては、軽微な変更につきましては町長の専決により実施させていただき、工事が竣工する前までに、変更契約の締結について議会へご提出させていただくことでご了承をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） このLED化をすることによってですね、この庁舎全体の、要はこの電気代というんですか、そういった費用の削減効果というのはどのようになっているんですか。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） 削減効果については、電気料が削減、安価になりますけども、年間で約78万5,000円程度安くなるということで試算をしているところでございます。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 工事の進み具合についてちょっとお尋ねですけれども、12月の26日までが工期となっております。事務室等を作業されることもあると思うんですけれども、そういったときに、業者の方たちがちょっと事務室に入られてこの設備を更新していかれると思うんですけれども、そのようなときにやっぱり、どのような作業で事務の効率的に支障を来さんのかというような、どういう流れで、どこから最初にずっとやっていかれるのかなという思いがありますので、その辺はちょっと分かりますでしょうか。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） 詳細な打合せはこの議決後になりますけども、担当として考えてる部分については、事務室内については、もう日常業務がありますので、土日、休日中を計画をさせていただいております。また、平日につきましては、使っていない会議室だったり、その他改修ができる部分について改修していただきながら、事務室等については、先ほど言いましたように、休みの期間を利用させていただきながらしていきたいということで業者とは打合せをしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

6番、荒田議員。

○6番（荒田博君） 6番。指名競争入札ということでございますので、何社指名して入札に参加されたのか、その点をお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） 指名した業者につきましては10社、うち町内業者が2社になっております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。議案第33号、工事請負契約の締結についてでございます。

役場庁舎・生涯学習センター及び議会棟照明設備のLED化への改修であります。時代の変遷でもありますことから、何ら異議なく賛成とさせていただきます。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第33号、工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第34号 財産の無償譲渡について

○議長（宮本修治君） 日程第5、議案第34号「財産の無償譲渡について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） 議案第34号についてご説明申し上げます。

議案第34号、財産の無償譲渡について。

下記の土地を無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

記。1、主な内容。土地。所在、上益城郡甲佐町大字豊内字中園188番地4。地目、宅地。地積、145.62平米。

2、無償譲渡の相手方。上益城郡甲佐町大字豊内188番地4。上豊内区（認可地縁団体）、代表者、佐野光宣。

3、無償譲渡の目的。上豊内区（認可地縁団体）が、土地を集会用施設敷地として管理、利用するため。

4、無償譲渡の理由。当該土地は上豊内区から集会用施設敷地として管理、利用したい旨の普通財産譲受申請があったため。

令和7年6月13日提出、町長名でございます。

この件につきましては、介護基盤緊急整備特別対策事業により公民館の改修工事を今年度予定されている関係で、敷地については認可地縁団体へ無償譲渡を行うものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。ただいま担当課長のほうから説明がありまして、公民館改修ということで、介護基盤の補助金を使って改修されるということでございますけども、この介護基盤を使った補助金を利用する場合はですよ、その要件というかな、その辺りをちょっとお尋ねしてよろしゅうございますか。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） それでは、介護基盤緊急整備特別対策事業について、どういった項目かということですが、まずですね、現在、介護予防教室を実施していること、いきいき百歳体操とか、かみかみ百歳体操とですね、町の介護予防サポーター養成講座の講座内容に即した活動をしているところ。あと、介護予防サポーターを養成し、かつ、現在、介護予防サポーター支援による活動があること。また、いきいき百歳体操などの実施が可能な環境が整っていること。テレビやDVDプレーヤー、椅子等が準備されているところ。あとは最低でも5年間の介護予防活動の継続が可能であることとか、あと公民館の活用数が多い。あと、区のほうが認可地縁団体として設立されている。また、公民館の建物、土地が区の所有であることというようなところがですね、要件としてとこになります。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） そういっていきいき体操だったりですね、そういった公民館を地縁団体のほうが持っておられた場合に要件になるということで、今回申請されてるということで、上豊内、この地区の方々は介護をされていくということを町のほうはもう受けて、最低要件を5年間することということでございますか。それで申請されたということで、確認ですけど、それでよろしゅうございますか。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） この要件を提示してからですね、説明をしてるとこになります。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

（「議長、ちょっと休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時52分

再開 午前11時25分

---

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 今、休憩時間中にですね、上豊内区のことをいろいろお話を聞か

せていただきました。そこで私が思うのはですね、今回の公民館活動を通してですね、上豊内区の中ですね、融和が図られて、それが多面的機能ですか、農地水のほうのですね、活動までいい影響が及ぼすようにですね、ひとつこう、執行部もちろんそうだけれども、地元の区長さんをはじめですね、役員の皆さん方、また、区のお一人お一人がですね、みんなで汗をかいてですね、その方面のことをやってもらいたいなというほうで私は思いがあつとります。

そこで、もう一つこう、議長にお許しいただいて、多面的機能の話で質問を追加させていただきたいと思います。

一つは、今回は多面的機能は部落内がまとまって……、そうすればそういった活動もできるけど、今現在はできていない。宮内地区とかいう中には、そういったのができないから補助金を出すのが、3月議会にありました。

一つこう、執行部に考えていただきたいのは、私の近くに芝原区がありますけども、あそこは今、見ていただきますように、もう半数以上というか、多くが住宅を購入されて町外から来ておられると。そういった中であって農業者は3人しかおられない。3人か4人で今やっておられると。そこで、多面的機能を利用したいけども、部落内の総意がなかなか取れないということが今あっておりますけども、そういったときにですね、やはり何もしないのかと言われると、執行部内において、それはどういう考えでこれを見とられるのか。

聞けば、長年この区長さんは町のほうにもいろいろ要望もされとるみたいですけども、それについて、町の執行部からは、「いや、まとめてください、まとめてください」と。ということだろうと思いますけども、その芝原区の実情は、先ほど言いましたとおり、町外からの方が半数以上おられると。なかなかまとまらないというようなことがあつとりますので、その点、執行部ではどう考えられるのか。これからどうしていこうと思われるのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えします。

区長さんとはですね、お話があるたびに、部落要望とかありますので、多面的機能の取組をされませんかという話は確かにしております。現在、本田議員おっしゃられましたとおり、やっぱ現在、もともとの地元の方がもう少なくなってるので、よそからの方が多くなって、なかなかまとまりが難しいという話も確かにされてます。そういうところですね、行政区要望の中で農道の舗装とかそういうのがある場合、多面を取り組んでないからどうにかならないかという話をされますので、原材料支給等ですね、そこら辺で対応はしていきますという話はしております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 今の答弁をいただくと、そうなのかなという思いが半分はあります。半分ですよ。残り半分は、じゃあ、原材料支給ですることとその補助金があつてする

と場合は、どちらが有利なのかと言われると、やっぱりそら、補助金もらって、ある程度金額決まった金額でやったほうが、それはもう何倍も有利だと思います。

また、原材料の支給でしなさいっていったら、また部落内でまたしなくてならないとなります。実際、農道を使われる方はほとんど方々、農業やってる方が数名、大多数の多くの住民の方々は町外から来られた方々。そういった状況を私は執行部はもうちょっと考えてほしいと、温かく見守ってほしいという思いがありますので、今この質問をしております。

答弁は要りません。ひとつ考えてください。そのことだけはひとつ。部落によって状況が違ふと。ですね。今の総理大臣は、欲してる方に、助けを求めの方に助けるということを一生涯懸命言っておられますので、状況からすると、ひとつ考えていただきたい。町長、お答えしたいというならば、どうぞお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） ただいま本田議員からのご意見に対する答弁ということでございますけれども、芝原地区におきましては、本田議員がおっしゃられるとおり、従来からの区民、それから新たに区民になられた区民というか、そういった新旧でですね、いろいろ入り交じった、そういった、本町でいえば珍しいといいますかね、そういった地区構成だということは私も承知しております。

日頃からですね、芝原区の区長さんとは、いろんなそういった点で、区長として仕事をされる上で大変でしょうということで、いろんな意見交換もですね、させていただいてるところでございます。それから、農業、農地につきましても、特に芝原地区の農地あたりは、隣の御船町からもですね、入り作というか、そういった形で作っておられる方も結構多いのかなというふうに思っております。

そういったことで、今後、町といたしましてもですね、そういった地区と綿密な連携を図りながらですね、いろいろ区長さん等の要望もしっかりと受け入れながら対応を取っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番、佐野です。議案第34号、財産の無償譲渡については、無償譲渡の相手方である上豊内区が、土地を集会用施設敷地として管理、利用するためであり、このことにより上豊内区での集会場の利活用が広がり、上豊内区の発展につながるものと

思い、賛成するものであります。

また、上豊内区にとってはですね、上豊内区民、また、議会もそうでありますし、町民の多くの方も心配される件がまだ残っております。それは皆さんもご承知のとおり、多面的支払交付金による事業のストップ状態です。このことが上豊内区の農地の管理に悪い影響を与えてるということと、農地については他の行政区とも関連性があるものであります。そういった点では、私も上豊内区民の1人ではありますが、上豊内区として、この多面的機能による事業の再開を、区民の総意として再開ができるように、これから先、頑張っていく必要があるものというふうに思います。

以上で討論を終わります。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第34号、財産の無償譲渡についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号「財産の無償譲渡について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第35号 令和7年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）

○議長（宮本修治君） 日程第6、議案第35号「令和7年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） では、議案第35号についてご説明申し上げます。

議案第35号、令和7年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）になります。

次のページをお願いいたします。

令和7年度甲佐町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億1,922万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141億1,721万4,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正によります。

令和7年6月13日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。款15国庫支出金に6,396万2,000円を追加し、19億7,825万3,000円としております。2の国庫補助金です。

款16県支出金に6億3,545万1,000円を追加し、12億2,386万8,000円としております。2

の県補助金です。

款19繰入金に1,980万7,000円を追加し、14億906万5,000円としております。1の基金繰入金です。

歳入合計。補正前の額133億9,799万4,000円に7億1,922万円を追加し、141億1,721万4,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。款2総務費に777万円を追加し、32億6,887万6,000円としております。1の総務管理費、3の戸籍住民登録費です。

款3民生費に6,271万4,000円を追加し、22億3,951万6,000円としております。1の社会福祉費、2の児童福祉費です。

款5農林水産費に6億4,859万5,000円を追加し、9億5,903万7,000円としております。1の農業費、2の林業費です。

款7土木費に14万1,000円を追加し、15億1,268万1,000円としております。3の河川費です。

歳出合計。補正前の額133億9,799万4,000円に7億1,922万円を追加し、141億1,721万4,000円としております。

次のページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正、1の追加です。事項、バス通学用定期購入助成金。期間、令和8年度。限度額、400万円です。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。

質疑においては、本予算全部についてお願いします。本予算全部です。

何か質疑はありませんか。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番、森田です。予算関連ということでちょっとお聞きしたいんですけれども、今回会計年度任用職員さんの期末手当とか勤勉手当が出ております。そういう中ではありますけれども、私も退職しまして10年を越して、そのときのラスパイレスがですね、たしか45市町村中44番か43番だったと思うんですね。6年度事業も終わられた中で、もし、そのラスパイレス指数が分かるのであればお答えいただきたいのと、また、同等であるということであれば、それは何が理由なのか、原因なのかという、その原因説明についてもお願いをしたいというふうに思います。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） では、ラスパイレス指数についてお答えをさせていただきたいと思います。令和5年度につきましては92.4で、議員おっしゃられてる、そのときが43位、43番目という形になっております。令和6年度につきましては93.6ということで、37番目ということで、若干ですけども上に上がったような形になっております。

もともと低い原因といたしましては、社会人枠の経験年数という部分が計算方法に入っ

てましたので、その部分で若干低かったのかなという部分で考えているところでございます。

今回上がった分については、各議員さんの指摘等もありましたので、職員の手当等その辺ですね、人事評価も始まっておりますので、人事評価等で適切に評価しながら、給与等の改善というか、そういうことで、できるところはですね、してきたところで、若干93.6%ということで、昨年から1.2%と上がった原因になっているのかなというふうに考えているところでございます。

また今後もですね、今、町長はじめ、マニフェスト等もですね、しっかり職員が頑張っ  
て進んでいますので、職員の給与等については、しっかり考えていきながら、できるところから取り組んでいきたいというふうにも考えているところでございます。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 農林水産業費の中で、農地利用効率化等支援交付金と、その下の農業共同利用施設再編集約・合理化支援補助事業というのがあるけど、この二つについて、  
どういふものか説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えします。

まず、農地利用効率化等支援交付金につきましては、経営改善の取組に新たな農業用機械、施設の導入を行おうとする農業経営体に対して補助を行うものです。これに関しましては、1人の方が農地の集約とかをされましたので、その方に対しましてトラクターと農機具の格納庫の申請をありましたので、それを提示させてもらってます。

それと、農業共同利用施設再編集約・合理化支援事業補助金に関しましては、これは上益城農業協同組合が、今年度ですね、国の事業名としましては、新基本計画実装農業構造転換支援事業という内容で、カントリーのですね、修繕を計画されております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 後のほうのJA上益城さんのカントリーの修繕というけど、6億をかけて修繕するののかということでございますけども、される。今回のこの補正もほとんどがこの6億、これになってるけども、もう少しどういふことをされるのか、内容が分かってる範囲で。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えします。

今回計上されている分は連続流下式乾燥機、時間に関しまして、1時間当たり29トンが2基、それと湿式集排じん装置が1基、それと荷受計量器、これが時間当たり25トンが2基、それと、張り込みホッパー、これも時間当たり25トンが2基、それと灰わら送風機が2基というふうに聞いております。

それと総事業費に関しましては11億5,600万円程度を見込まれております。  
以上になります。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） かなりの工事だと思うんですけども、これにつきましては、何かこう、JA上益城のほうから直接町に対して説明等々があつてますかね。というのが、やはり議会を通す以上は、我々も、先ほどのことと一緒に、議会としてきちっと説明をしていただかんと、国からの通すだけと言われればそれまでだけど、その辺はやっぱり議会としてしっかりしたいから、説明があつたか、なかつたか、その辺を。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えします。

今回ですね、町のほうにはですね、担当者レベルでの話というふうに聞いております。  
以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） そのカントリーのですね、修繕についてなんですけど、農協、JAとですね、の対象補助金がですね、どうして町を通さなくちゃいけないのかというのがですね。直接このような大きなですね、工事で、小さな団体というわけではないので、そういった点がちょっと不思議だなと思って、どうして町を通すのかというようなことをちょっとお聞きしたいのとですね、保育所のですね、物価高騰の支援事業の補助金がですね、県のほうから出ておりますけれども、それはもう即そのままですね、保育所のほうに支出をされているわけなんですけども、その中身についてですね、お尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えします。

これはですね、補助内容の中に、事業主体としまして市町村を通すということになっておりますので、町を通してからの補助金が行くという、俗に言うトンネルというふうになります。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） 保育所物価高騰対策支援金につきましては……。

○議長（宮本修治君） 福祉課長、マイクを。

○福祉課長（高原貞典君） 失礼しました。保育所物価高騰支援金につきましては、町内の保育所において、光熱水費、燃料費等の上昇分の一部に係る経費について補助を行うものです。町内の保育園、5園ですね、こちら1施設当たり20万4,000円ということで補助をいたします。補助対象期間としましては、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの12か月分となります。

以上になります。

（「議長、ちょっと休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時45分

再開 午前11時46分

---

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 農政課長のほうに聞きました。まずはJAが国の事業を理解されて、それで、それは町を通して国のほうに要望されたということだろうと思います。そこはそれで私はあります。

問題はその一つ前の六百三十何万の……、六百三十何万のほうですよ。いわゆる農地を流動化させて、1人の方が流動化させて、トラクターを走行という。実際、どういった事業でこういったのを取り組まれたのか。その点もう少し。1人の方が言われると、あれ、今までとちょっと話、要望とかね、そういった事業、そういった事業あったのかとか、いろいろ思いますので、ちょっとそこら辺、もうちょっと詳しくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えします。

この方は認定農業者になりまして、現在ですね、1人で面積が8万6,959平米ですね、耕作されております。また、各地区におきましても集約等をですね、かなりされておまして、将来ですね、甲佐町を担っていく農家ということでですね、今回申請させてもらっているものになります。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 今、米問題で盛んに評論家の方が、土地を集約して規模拡大すれば生産単価が下がるから、安くなくても農業として成功しますよ、成り立ちますよというのがいろいろ言われてるけども、農地の集約化というのを、何すか、一つにまとめるということじゃなくて、いろんなところをカバーするから集約化というふうに理解していいんでしょうか。今、課長の話聞くと、いわゆる8万という、いわゆる8ヘクタール以上の土地を1人の方で頑張っておられるから、頑張っておこは支援しますよということなんだろうと思いますけれども、その集約化という概念はどういったふうに考えておられるんですかね。一つにまとめるということですか、それとも、いろんなところあるけれども、そこ、いろんなところをカバーしますよという意味の集約化なんですか。集約化とおっしゃるから、そこんところはちょっと今、ちょっと疑問に思ってるので、ちょっと質問させてもらってます。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） 一つにまとめるというところもありますが、この方はですね、現在4か所ぐらいにですね、ちょっとまとまった土地を造ってらっしゃいます。4か

所ほどですね。上流からいきますと、井戸江地区とかですね、そういうのをされてます。上豊内と上揚とかですね。

以上になります。すいません。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 債務負担行為でバス通学定期補助金が令和8年度入ってましたけど、なぜ令和8年度のやつの債務負担行為を今回上げられたのか、その説明を求めるのと、有害鳥獣電気柵で1,155万5,000円、町の一般財源でされておりますけども、国県あたりの補助が来ていないというような状況を聞いておりますが、以前3月議会のほうで、電気柵の導入が大体いつも植えてからの夏頃になるということで、今6月ぐらい、植えてから鹿が来るので、そういった部分で早めに導入できないかというようなお願いもいたしましたけど、その辺りは町として今どういうふうに対応してるのか、その点をお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 企画政策係長。

○企画政策係長（本田幸嗣君） お答えいたします。

債務負担行為をする理由でございますけども、こちらにつきましては、中学校3年生につきまして、進路の時期を今定められている時期だと思えます。県立高校等におきましては、オープンキャンパス等が7月、8月ぐらいから始まりますので、それに伴いまして、町内の中学3年生に対しましても、こういった事業がありますよというお知らせと、甲佐高校につきましても、こういった事業をありますよということで、オープンキャンパス等でも周知をしていただきたく思いまして、債務負担を上げさせていただいております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えします。

有害鳥獣の問題に関しましては、昨日の森田議員の一般質問でも答弁しましたが、今年度ですね、鳥獣被害防止総合対策交付金事業の補助率が33.4%となりまして、例年95%近くですね、補助があるため、今回上程させてもらっております。この分に関しましては、ふるさと応援交付金をですね、充てさせてもらっております。

その後に言われました、稲を植えた後のですね、有害鳥獣に関しましては、本年度ですね、1件ちょっと対応しております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番、佐野です。ページ5に債務負担行為補正ということで、先ほど答弁がありましたが、今年度のバス通学用定期購入助成金の利用状況について説明をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（宮本修治君） 企画政策係長。

○企画政策係長（本田幸嗣君） お答えいたします。

今現在、令和5年度末現在ですけれども、交付決定者数につきましては、町内在住の方が59名です。町外在住者の方からの申請、全てこちらについては甲佐高校生になりますけれども、26名になります。合計の85名の方が申請をされている状況になります。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 今、答弁されました人数というのは、全て高校生なんですか。

○議長（宮本修治君） 企画政策係長。

○企画政策係長（本田幸嗣君） こちらの要綱につきましては、全て高校生が対象となりますので、高校生になります。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。農林水産業費の中の林業振興費でございます。その中で、説明資料のところにですね、説明のところに甲佐町鳥獣被害防止対策協議会への補助金ということで、今回補正額で1,155万5,000円の増額になっております。財源内訳を見ますと一般財源ということでございます。鳥獣被害については、昨日、森田議員のほうから一般質問をされておられ、現状と課題ですね、その辺については質問をされておられましたけれども、補正額で増額になっておりますので、特に一般財源を投入されておりますので、この辺についての説明をいただきたいと思っております。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えします。

先ほどもお答えしましたけど、財源につきましては、ふるさと応援交付金をですね、充てさせてもらっております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

8番、福田議員。

○8番（福田謙二君） 補正には関係ありませんけれども、町営バスについてちょっと質問させていただきます。今、宮内地区、竜野地区のほうを町営バスが運行されております。その中で、今年度において実証実験をして、来年度から乗り合いタクシーですね、どのように、その進捗状況ですかね、どのようになっているのかをお聞きしたいと思いますけれども、よろしくお願ひします。

○議長（宮本修治君） 企画政策係長。

○企画政策係長（本田幸嗣君） お答えいたします。

今現在、町営バスの実証実験ということで、今年度予算のほうをご議決いただいて、実証実験の業務委託につきまして、公募型プロポーザルということで業務のほうを進めさせていただいている状況でございます。

今後のスケジュールといたしましては、7月の下旬ぐらいまでに業者選定のほうを行いまして、あくまでもスケジュールですけども、その後、実証実験のほうを10月を予定をして、業務のほうを進めたいというふうに思っております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 同じく農業費の農業振興費の中でですね、先ほども質問がちょっとありましたけども、農用地利用の効率化等の支援交付金ですね、これは直接この金額に対しての質問ではありませんけれども、私もですね、農業公社ですかね、こちらを利用して、うちの近くの水田をですね、2年ほど前にお貸ししたんですよ。相手方が法人の方だったんですけども、その方が、当時は宮内地区の小鹿地区、そして上揚地区、そして寒野地区の、私の近くの水田をですね、地権者が四、五人おられましたけども、みんなが貸したいと、借りたいという意向があって貸したんですけど、農業公社を通しました。そして、今年ですけども、2年ほど、本当は契約は5年間だったんですけども、合意解約ということで農業公社から来られて、その地域については全部解約をされたという経緯があります。

今回は誰か分かりませんが、個人名が分かりませんので、そういった事例がですね、その方は個人でされてて、法人だったと思うんですよ。農機具等もいっぱい持たれて、しかし、1回質問もしましたけども、農地法的には、1年に1回は借りたならば農地を造って下さいよというような申合せがあったと思うんですよ。そういう中で、1年も作付もせずにはですね、返していただいたということは、非常に草も伸びてしまっていてですね、危惧したところもありましたので、そういうことが今後はないと思うんですけども、まさか同一の方ではないと思うんですけども、そういった事案があったということは認識をしていただきたい。そして、農政課としてもですね、そういった声も聞きながらですね、やっぱりいろいろな補助金を出すところにはですね、やっぱり十分なチェックをしていただきたいという思いがありますので、いかがでしょうかね。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えします。

先ほど言われました、鳴瀬議員に貸された方ではない方になります。今後もですね、先ほど言われた方にはですね、意見等がある、周りからですね、そういう作業の意見等があった場合はですね、直接連絡をしていっている状況になります。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。議案第35号、令和7年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）でございます。

今回の補正額といたしましては、7億1,922万円の増額でございます。補正の内訳といたしましては、農林水産業費補助金による農業共同利用施設再編集約・合理化支援事業への予算の創設、有害鳥獣被害対策への補充、物価高騰対策重点支援交付金への不足額に対する給付金の増額等でございますので、何ら異議なく賛成とさせていただきます。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第35号、令和7年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号「令和7年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

昼食のためしばらく休憩します。

午後は1時から再開します。

---

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

---

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長から、報告第4号の鳴瀬議員からの質問について、答弁の申出がっておりますので、これを許します。

建設課長。

○建設課長（白石 亨君） ありがとうございます。

報告第4号、令和6年度の甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての際、鳴瀬議員の質問の中で、早川地区の防災公園整備事業についての質問がございましたけども、その回答の中でですね、紛らわしいちょっと発言をしましたので、ちょっと修正させていただければと思います。

先ほどはですね、地盤の工事においてですね、宅地として売却する場合の地盤の状況が難しいというふうなお答えの仕方をしましたけれども、詳しく申し上げますと、民地側のブロック積みが老朽化しており、民地側の土地については宅地として適していないというふうに判断したため、早川第一住宅跡地については、竜野川の氾濫に備えて地域の住民の車両等の避難場所として、防災公園として整備するという方向で整備しているものでございます。

訂正しておわびを申し上げます。

**日程第7 議案第36号 令和7年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）**

○議長（宮本修治君） 日程第7、議案第36号「令和7年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長兼町民センター所長（奥名雄吉君） 議案第36号、令和7年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

次のページをお願いいたします。

令和7年度甲佐町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8,217万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものとする。

令和7年6月13日提出、町長名です。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。款4 県支出金に25万4,000円を追加し、10億5,647万円としております。項1、県補助金です。

歳入合計。補正前の額13億8,191万6,000円に25万4,000円を追加し、13億8,217万円としております。

次のページをお願いします。

歳出です。款1 総務費に25万5,000円を追加し、3,219万1,000円としております。項1 総務管理費です。

款8 予備費から1,000円を減額し、359万6,000円としております。項1 予備費です。

歳出合計。補正前の額13億8,191万6,000円に25万4,000円を追加し、13億8,217万円としております。

今回の補正につきましては、70歳以上の国民健康保険被保険者の自己負担限度額、高額療養費の所得区分のうちで最も低い区分における基準の調整が、この8月1日からなされることになりまして、国民健康保険システムの改修が必要となりまして、そのシステム改修費について補正をお願いするものでございます。

ご説明以上でございます。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。

質疑については、本予算全部についてお願いいたします。本予算全部です。

何かありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。議案第36号、令和7年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、ただいま担当課長のご説明がありましたが、システム改修委託料として25万4,000円の歳入歳出それぞれ追加されておりますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第36号、令和7年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号「令和7年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第37号 令和7年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（宮本修治君） 日程第8、議案第37号「令和7年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長兼町民センター所長（奥名雄吉君） 議案第37号、令和7年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

次のページをお願いいたします。

令和7年度甲佐町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,557万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるとするものです。

令和7年6月13日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。款4繰入金に55万2,000円を追加し、7,125万3,000円としております。項1一般会計繰入金です。

歳入合計。補正前の額2億2,502万5,000円に55万2,000円を追加し、2億2,557万7,000円としております。

次のページをお願いします。

歳出です。款1総務費に55万2,000円を追加し、206万5,000円としております。項1総務管理費です。

歳出合計。補正前の額2億2,502万5,000円に55万2,000円を追加し、2億2,557万7,000円としております。

今回の補正でございますが、従来の保険証、それから昨年12月2日以降に交付している資格確認書がございますが、これが7月31日に有効期限を迎えるということで、マイナ保険証を持たない方などについて、その年次更新として、7月に資格確認書の切替え更新を予定しておりましたが、後期高齢者医療に加入の方につきましては、今回に限り、このマイナ保険証を持つ持たないにかかわらず、加入者全員に対して資格確認書の更新をするということで、令和8年7月31日までの暫定的な対応として、国のほうから今年度に入りまして通知がございまして、そのための簡易書留郵便料について不足が生じたので、通信運搬費について補正をお願いするものでございます。

ご説明について以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。

質疑については、本予算全部についてお願いいたします。本予算全部です。

何かありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐良二でございます。議案第37号、令和7年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

ただいま担当課のほうから説明がございましたとおり、今回、歳入歳出それぞれ55万2,000円を追加されたということでございます。資格確認書の更新のための通信運搬費ということでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第37号、令和7年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号「令和7年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議員派遣について

○議長（宮本修治君） 日程第9「議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。

なお、日程等に変更があった場合は、議長に一任していただきたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣すること、日程等の変更については、議長に一任することに決定いたしました。

---

#### 日程第10 各委員会からの閉会中の継続審査の申出について

○議長（宮本修治君） 日程第10「各委員会からの閉会中の継続審査の申出について」を議題とします。

お手元に配付のとおり、総務文教、産業厚生の二つの常任委員会及び議会運営委員会から閉会中の継続審査の申出がっております。

お諮りします。

各委員会からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、各委員会からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上をもって、本定例会に付されました事件は全て議了いたしました。

これで会議を閉じます。

閉会前に当たり、町長よりご挨拶をお願いいたします。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは、6月定例会の閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は6月13日から本日までの5日間にわたり、ご提案いたしました議案等の各案件につきまして精力的にご審議いただき、いずれも原案どおりご議決をいただき、本日ここに閉会の運びとなりましたことは、町政の執行に当たり、ご同慶に存するものであります。

ここにご議決いただきました令和7年度一般会計補正予算をはじめ、各議案の成立によ

りまして、町政全般にわたり政策の推進を図ることができますとともに、ご指摘いただきました事項を踏まえまして、なお一層の住民生活の安全と福祉の向上に努めてまいる所存でございます。

今後とも町政発展のため、特段のご協力とご指導をいただきますよう心からお願いを申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮本修治君） 本定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は13日に開会、本日17日までの5日間にわたり終始熱心に審議され、本日ここに全て議了し、無事に閉会の運びとなりましたことは、議員各位とともに誠にご同慶にたえません。ここに、今会期中における議員並びに執行部各位のご努力に対し深く感謝申し上げます。

なお、執行部におかれましては、議員各位の意見等を尊重していただき、町政発展に向けた今後の施策に十分反映されますことを切に希望するものでございます。また、議員各位におかれましては、今後とも町民の負託に応えるべく、さらなるご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、これからますます暑い時期に向かいます折から、皆様には切にご自愛くださいますようお願い申し上げます、令和7年第2回甲佐町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

---

閉会 午後1時15分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

甲 佐 町 議 会 会 議 録

令 和 7 年 第 2 回 定 例 会

令 和 7 年 6 月 発 行

発 行 人 甲 佐 町 議 会 議 長 宮 本 修 治

編 集 人 甲 佐 町 議 会 事 務 局 長 北 野 太

作 成 大 和 速 記 情 報 セ ン タ ー 電 話 (092) 475-1361

甲 佐 町 議 会 事 務 局

〒861-4696 上 益 城 郡 甲 佐 町 大 字 豊 内 719-4

電 話 (096) 234-1198